

第四百回 参議院補助金等に関する特別委員会会議録第四号

昭和六十一年四月二十二日(火曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

四月二十一日

辞任

柏谷 照美君

補欠選任
高杉 勉忠君

四月二十二日

辞任

鈴木 一弘君

補欠選任
中野 鉄造君

橋本 敦君

佐藤 昭夫君

出席者は左のとおり。

委員長

嶋崎 均君

理事

北 修二君

倉田 寛之君

真鍋 賢二君

矢野俊比古君

穂山 篤君

村沢 牧君

中野 明君

委員

石井 道子君

石本 茂君

金丸 三郎君

河本嘉久蔵君

小林 国司君

坂元 親男君

添田増太郎君

竹山 裕君

松岡満男君

吉川 博君

吉川 芳男君

国務大臣

内閣総理大臣

中曾根康弘君

外務大臣

安倍晋太郎君

大蔵大臣

竹下 登君

文部大臣

海部 俊樹君

厚生大臣

今井 勇君

農林水産大臣

羽田 孜君

通商産業大臣

渡辺美智雄君

運輸大臣

三塚 博君

郵政大臣

佐藤 文生君

建設大臣

江藤 隆美君

自治大臣

小沢 一郎君

総務大臣

江崎 真澄君

国務大臣

古賀雷四郎君

政府委員

国務大臣

平泉 渉君

国務大臣

山崎平八郎君

内閣法制局長官

茂串 俊君

総務庁長官官房

百崎 英君

審議官

竹村 晟君

総務庁行政監察

西原 巧君

北海道人道庁総

赤羽 隆夫君

務監理官

宮本 邦男君

経済企画庁調整

勝村 坦郎君

局長

丸茂 明則君

経済企画庁調査

小谷 宏三君

局長

五郎九日出昇君

沖繩開発庁総務

吉居 時哉君

局長

斎藤 衛君

沖繩開発庁総務

志水 茂明君

文部大臣官房総

五十嵐耕一君

務審議官

坂元 弘直君

文部大臣官房会

高石 邦男君

計課長

阿部 充夫君

文部省初等中等

齊藤 尚夫君

教育局長

加戸 守行君

文部省教育助成

北郷 勲夫君

局長

山内 豊徳君

文部省社会教育

小島 弘伸君

局長

坂本 龍彦君

文化庁次長

長尾 立子君

厚生大臣官房総

田中 宏尚君

務審議官

鶴岡 俊彦君

厚生大臣官房審

後藤 康夫君

議官

佐野 宏哉君

兼内閣審議官

棚橋 泰君

厚生省児童家庭

栗林 貞一君

局長

塩谷 稔君

社会保険庁年金

白井晋太郎君

局長

高橋 進君

兼内閣審議官

望月 薫雄君

農林水産大臣官

牧野 徹君

房算課長

農林水産省経済

局長

水産庁長官

運輸大臣官房国

有鉄道再建総括

審議官

運輸省運輸政策

局長

郵政省貯金局長

労働省職業安定

局長

建設大臣官房長

建設大臣官房会

計課長

建設省都市局長

自治大臣官房審 持永 堯民君
事務局側 常任委員会専門 桐澤 猛君
員 日本銀行総裁 澄田 智君

参考人

日本銀行総裁 澄田 智君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（嶋崎均君） ただいまから補助金等に関する特別委員会を開会いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁澄田智君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（嶋崎均君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（嶋崎均君） 次に、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○磯山篤君 最初に、この法律案の提出手続についてもう一度確認をしておきたいと思うのです。昨年一年間限りであるという確認のもとに法律案が成立したわけですか。言ってみれば時限立法の性格を持つわけですか。そこで私も、去年審議の際に同じような趣意を踏まないようにという警告を差し上げたわけですが、今回も同じような取り扱いでありまして非常に残念で

あります。

そこで、法制局長官に伺いますが、こういう時限立法の場合の法律の取り扱いですが、これには幾通りかあるかと思っております。法制局としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員（茂申俊君） お答え申し上げます。

委員のただいまの御質問、時限立法についての取り扱いはどうすべきかというところでございすが、私の理解をいたしましたのは、むしろいわゆる日切れ法案と申しますか、そういうものについて御質問ではないかというふうにお考えであるわけでございます。と申しますのは、時限立法は御承知のとおり一定の期限が参りますれば当然に法律としての効力を失うものでございまして、これについては特に法律的な問題はなからうかと思ひまして、むしろ最初におっしゃいました法律案の提案の仕方というものに絡めて申し上げれば日切れ法案の関係ではないかというふうに、大変僥越でございすが理解をいたしまして御答弁を申し上げます。

日切れ法案につきましては前々から申し上げておるところでございすが、今回の例えは、いわゆる補助金等の特例法案につきましては、これは予算の裏づけとなる法律案でございまして、したがって、予算が四月一日から施行されるというところでございしたら当然にこれも四月一日から施行されるべきものである、そういうふうにお考えのことは当然でございすが、したがって、四月一日までにこの法律案が国会で成立したとして、そして予算ともい合わせ来年度の政府の施策、これがその両方にのっとって実現していくというのが普通の姿でございまして、その意味も込めまして、昨日大蔵大臣からもお話がございましたように、法律の提案の時期の問題でございすが、いづれにしましても、この法案の内容は予算編成と同時にこれと並行してどのような法律案が必要であるかということがいわば確認され、そして決定されまして、そうして法律案として実るわけでございます。したがって

まして、その提案の時期というものはどうしても予算の提案とはば並行して行われるということにならざるを得ないのは現実でございまして。特に今回の場合には、先ほど申し上げましたいわゆる日切れ法案であるというこの意味も含めまして、これもまた大蔵大臣からもお話がありましたように、予算とともにこの一月二十四日にいわゆる予算関係法案のトップを切りまして御提案を申し上げておるわけでございます。そういう意味でこの年度内の成立を目指して政府としてはお出しを申し上げたというのが現実でございまして。

○磯山篤君 大蔵大臣、去年は一年、今年度限りである、それから十分専門家の間で検討はしてみると、しかし同じような提案の仕方は避けてくれ、これが私どもの意見であったはずであります。そこで三月三十一日が到達をすれば、一年限りでありますから補助金の法律というものは消滅をすることは明白であるわけですね。そこでどうして注文をしたい。この前も昨年したわけですが、当然前広に法律案を提案して十分審議が終った上で予算の措置をする、こういう正攻法でいくべきではないかというふうに昨年も提案をしたわけですね。昨日の答弁でも若干大蔵大臣から見解が述べられました、どうしてそういう道をとらなかつたのか、あるいはとれなかつたのか明確にもう一度御返事をいただきたいと思つております。

○国務大臣（竹下登君） 昨年いわゆる委員長見解をちょうだいした、したがってその線に可能な限り沿わなければならぬという考え方は基本的にまずございまして。

で、まず臨時国会にこの法律案を出して、そして可能な限りを成立させていた上で、その上で予算編成に取つかかる、こういうことの手法をとらえたのはかつての行革国会はそういう手法であったことは私も十分承知いたしております。私どもとしては、いわゆるこれは八条機関じゃございせんが、補助金問題関係係会議という閣議決定に基づくものをつくらせて、そしてその中で

検討会に村長さんや市長さんや知事さんもお入りいただいている御議論していただいた。その報告が結果として十二月二十日、こういうことになったわけでございますので、いわばその時点で法律案をお出しするに時間的いたまが率直に言つてございせんでは。その検討会の結果を参考にして二十二日でございまして、いわば予算編成前にそういう方針だけを決定をした。したがって結局予算書提出と同時に提出をしたというのが、私どもいろいろ工夫しましたが、結果としてそのようにならざるを得なかつた、こういうことでございまして。

それから、なおもう一つの問題は、いわば一括法ということに対する問題点が昨年も指摘されたわけでございます。この点についても種々議論をいたしました、中身はいわゆる一律一括というものはございせん。確かにそれぞれの事務事業の見直し、費用負担のあり方、こういうことで昨年とは変わったものになっておりますが、総じて財政上の問題であるというところ、そしていま一つは、総覧していただくことがまた総合的に把握していただくことによりベターではないか、こういう判断からして一括法ということにいたしましたという二つの点であらうかと思つております。

○磯山篤君 昨年の審議の経過を率直に申し上げますと、尊重をしていない態度であるというふうには言わざるを得ないと思つて。今後もあるわけですが、例えばこれが三年間というふうになつていますね。そうしますと、四年後にもまた同じ問題が出る可能性があるわけですね。そのことを考えますと、この手順についてあるいは法律案の提出の仕方について節度ある方法をとるべきではないかというのが私の意見であります。大蔵大臣、三年後のことはどういうふうなイメージとしてお持ちですか、その点をお伺いしておきます。

○国務大臣（竹下登君） 確かに、私も一年かかって議論をして、可能な限り安定性があつた方が補助率はいかに決まつておりますから、そういう結論を出したいというところでございまして、残

念ながら生活保護の問題につきましては両論併記という形にもなりました。

そしていま一つは、いわゆる国税、地方税のあり方等々につきましても、本審議が税制調査会と一方行われておるといふことから、個人的には私の頭の隅には、財政再建期間中、すなわち五年というようなものが頭の中になかったわけではございませんが、結果としてやはり三年ということが妥当であろうというところで御提案を申し上げた。さういふからば、今度は三年後どうするか、こういうことになるわけでありまして、おおよそ大きな変化というものが今予測されるものではございませんが、やはりその時点における国、地方の財政状況等を勘案して、政府の責任でその後の措置は決めるべきものであらうというふうに考えております。

その際の法案提出のあり方につきましては、その時点にならないと明確な答えはできないと思っております。が、私の考え方の中にも、いわゆる行革国会みないなものが仮に開ける環境にあるとすれば、可能な限りそういうものが好ましいと思っておりますが、その時点の政治情勢等を今から予測するわけにもまいりませんので、結論から申し上げますならば、昨年また今年御審議をいただいておりますところのいろいろの御意見等を念頭に置きながら、その時点で適切な対応をすべきであらうと。もう一遍検討会を設けるとかあるいは八条機関を設けるとか、そういうことをにわかに今決めておるわけではございませんが、当然のこととして、各方面の意見を十分聞いて決めなきゃならぬ課題であらうというふうに考えております。

○稲山篤君 大蔵省が提案をします各種の法案というのはいくつ問題の多い性格がありまして、今後十分に注意を払ってもらいたいと思うのです。さて、そこで事務当局にお伺いしますが、今回の四十九項目の中で、昨年一律ダウンしたわけですが、それと比較をして、補助金の率が上がったもの、横滑りのもの、それからさらにダウンをしたもの、その数と基準についてお伺いをしたいと思います。

思います。

○政府委員(保田博君) 今回の補助率の変更に伴いまして補助率の引き上げが行われたもの、引き下げが行われたもの、それから見直しをしたものの据え置かれたもの、その数を御質問になりましたのですが、その数え方はなかなか大変なんでありまして、一定の基準に基づきまして後ほど数字は御説明させていただきますと思っております。

基本的な考え方から申し上げますと、まず公共事業以外のいわゆる非公共の部門から申し上げますと、まず第一に、社会保障が中心でございますけれども、まず第一に、いわゆる老人ホームでございますけれども、社会福祉施設のいわゆる措置の関係につきましては、事務事業の実態を見直しをいたしまして、その性格づけを従来の機関委任事務から団体委任事務に見直しをする。いわば地方住民に密着した団体が住民に身近な行政をやっていたので、そのためには国の関与の度合いを低くして、地方が自主性を持ってその事務に当たる方がより住民のニーズに合ったきめ細かな施策ができるのではないかと。といったような観点から事務の性格づけを改めるということを行いました。それに伴いまして、そのような事業については、原則として国と地方が二分の一ずつ負担するのが適当なのではないかと。いったようなことから、これらの経費につきましては従来の十分の八、六十年の十分の七から十分の五に引き下げております。これは金額からしますと非常に大きいわけでございます。

それから、据え置きグループの非常に大きなものは生活保護の系統でございます。先ほども大臣が御答弁申し上げましたが、検討会の意見も必ずしも一致をいたしませんでしたが、その事務も国の機関委任事務ということで性格づけを変更するにも至らず、十分の七に据え置いたわけでありまして、これとの関係で、結核、精神病に対する国庫負担につきましては、生活保護との関連を考えまして、五十九年度までの十分の八、六十年の十分の七、この十分の七を据え置いたということでございます。

なお、金額的には細かいのでございますけれども、いわゆる在宅福祉の関係につきましては若干の補助率の引き上げを行ったものもございます。

以上が非公共事業でございますが、公共事業の分野につきましては、非公共におきまするような同様の観点、言いかえれば、国と地方との間の機能分担あるいは財政事情の変化といったような状況も踏まえながらのことでございますけれども、一般会計の財政事情が非常に苦しいものでありますから、一般会計ベースでの国費の予算額を削減せざるを得ない。反面、現在の経済情勢のもとでは事業費をふやさなければならぬ要請にこたえるといった面もございまして、六十年の高率補助率についての一割負担に引き続きまして、原則として補助事業についてはさらに一割程度の補助率の引き下げを行う、これによりまして一般会計の予算では二・三割の減でございますけれども、事業費では四・三割の増にするといったようなことが内容でございます。

基本的な考え方は以上でございます。

○稲山篤君 昨年の審議の中では、機械的に一律カットしたのについて非難があったわけですが、そこで、当時のことを思い出してみますと、国と地方との性格から考えてみて、事業の分担あるいは費用の分担というものをしっかり洗い直しをする、その上に立って補助金も考える、こういう約束であったはずであります。その当時の議論としては、抽象的ではありましたが、見直しを行って上がるものもあれば下がるものもあると、こういう答弁であったわけですが、今お話がありましたように、基本的な部分あるいは根幹になる部分は補助金が復活をするということには全くないんですね。専ら財政的な立場で補助金の率を下げるという気持ちで非常に強いんですね。この点はまことに遺憾であります。

本来、もっと国と地方との仕事の見直しをして、思い切った削減が必要なものもあるし、思い切った憲法なりあるいは生活保護法の基本に沿って補助率を高めるものがあったとしてもいい

べきだと思ふ。しかし今回の提案を見ますと、ことごとく財政的な見地からしか補助率の見直しがされていない、こういうふうに思いますが、大蔵大臣並びに自治大臣、考え方を聞かせたいと思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) 御指摘なさいましたように、確かに昨年の場合、まさに財政的な見地からいわゆるアバウト一割カットの一括法案と、こういう感じでありました。したがって、一つ一つのありさまについて見直しをして、一年間かけてそこを出ししますと、こう申し上げておいて、それで補助率の見直しをしました具体的なものとしては、これまで国の機関委任事務であったものを団体委任事務に改めるもの、すなわち老人ホームへの収容等、そして更正援護施設への入所措置等、あるいは育成医療の給付等、未熟児に対する養育医療の給付等、都道府県能力開発計画の策定、こういうようなものはしたがって団体委任事務に改めさせていただきます。

それから、国から地方への権限委譲、これは更生医療機関の指定、それから育成医療機関の指定、それぞれの権限について厚生大臣から知事さんへ、こういうことでございます。

それから、制度自体の大幅な見直しを行うものは失業対策事業費の補助金、すなわち失業対策事業就労者の年齢制限等の措置をとりますことによつて失業対策事業のお方に退職金を払うという表現はちょっと適切ではありませんが、そうした内容のものによつて事業の縮小をやった、こういうのがいけば見直しの結果あらわれたものであるというふうに考えます。

それから、社会保障一般につきましては、財政的な見地が全くなかったなどとは申しませんが、やっぱりあったわけではございますが、おおよそ身近なものは半々というところを一つのベースとして議論をし、そして見直ししてきたということになります。そして補助率を上げたものというのは在宅福祉の関係というふうなものがあつたというふうに考えられますから、一律一括ということでは

年度比三・〇％の伸びということでございます。
この三・〇％の伸びと申しますのは、昭和三十年
代以降では三番目に低い率ということに相なつて
おりまして、いわば抑制基調の決算になっておる
ということでございます。収支の結果といたしま
しては、全体では八千億余りの黒字ということに
一応なっておりますが、これはまた違った額とし
てはかなり大きいわけでございまして、地方財
政の場合には三千三百団体の決算の集合でござ
いますから、仮に単純に平均しますと一団体当
りにすれば二億とか三億とかいうことでござい
まして、個別に見ればそう大きなものではござい
ません。

しかし、一応そういう黒字決算にはなっており
ますものの、その背景といたしましては、五十九
年度の当初段階で地方財政につきましては一兆五
千億ばかりの不足が出るであろうという見込み
を立てまして、その見込みに基づきまして一兆二
千億余りの地方債の増発を行いました。またあわ
せまして地方交付税につきましても、特例措置あ
るいは交付税特別会計の借入金金の償還を先に送る
というふうな措置もとったわけでございまして、
そういう背景に、そういう借入金なりあるいは
返済の繰り延べという措置をとった結果、今申し
上げましたようなことに相なつたというふうな状
況でございます。

そういうことで、依然としてやはり多額の借入
金に支えられておるといふことでございまして、
その結果、地方債の残高あるいは経常収支比率も
上がってきております。そういうことから硬直化
が進んでいるわけでございまして、今後とも経
費の節減なり、あるいは財源の充実に努めていく
必要があるのではなからうかというふうな理解を
いたしております。

○磯山篤君 大蔵大臣にお伺いしますが、今もお
話がありますように、決算で見ると非常に硬直
した構造になっているわけであります。それから
地方税の収入が非常に伸びていない、こういう
問題があります。それから、ことに至ります

と、五十年代から借り始めました地方債がいよ
よ返還の時期を迎えるわけでありまして、この借
金の元利返済の金額が非常に高くなつてきてい
る。こういう意味で地方財政の問題につきま
してはゆゆしい状況ではないかというふうに思
うわけですが、その上に、期待をしておいた補
助金がカットをされる、ますます地方では独自の政策がとり
づらい、こういう問題が生じているのは御案内の
とおりであります。

ところが、地方公共団体にしますと、高齢化社
会を迎えて何らかの施策をとらなければならぬ。
あるいは先端技術の問題につきましても、地方も
可能な限り取り入れるというふうな問題がありま
す。さらには町づくり、村づくりというふうな意
欲的には取り組んでおられますけれども、その裏
づけになります財政措置が非常に貧弱である。こ
ういう状況を考えた場合に、国が苦しいから
地方も苦業をともにしろと言っただけでは十分な説
明がつかないと思うんですが、その点いかがで
すか。

○国務大臣(竹下登君) 具体的に申しますと、我
々が方と自治省と、いわば地方財政計画マクロペ
ーでは支障のないところの措置をとらしていただ
く、これは基本でございまして。しかしいづれにせ
よ、いわば金利あるいは返済というふうなもの
がマクロベースの中で基準財政需要の中へ入つてき
たといはしませんが、言うならば、従来、不交付
団体等は別として、厳しい財政の中でいざわ
ば地方独自のものもろの施策が行われておる、そう
いう余裕とでも申しましようか、選択の幅が窮屈
になるというところは私も総体的に言えることだ
と思うわけであります。そこで、国も一生懸命で
財政改革をやります、しかし地方も、一部いろ
ろ批判もございまして、スリムな財政体質とい
うものに努力をしていただくというところは、地方
行革等においてお願いをしておることであ
ります。

だから、いづれにせよ車の両輪でございすか
ら、国が苦しいから、したがってやたらと地方

で、その分財政措置のぎりぎりのことはするとし
ても、国の負担分の肩がわりのことを地方にお
願いするということがすべていいことだとは私も
いつも思っておりません。なにか、地方財政
富裕論というものがあるが、それは一部にござい
すけれども、だからいわば補助率等の変更があつてしか
るべきだということも、初めに富裕論ありきとい
う態度で対応すべきではないというふうなこ
れは自重自戒をいたしております。

○磯山篤君 四十七都道府県の六十一年度予算、
これは骨格予算のところも一、二あるようであ
りますけれども、これを私なりに見ますと、どこ
かしこもまず緊縮予算というスタイルが非常に多
いですね。それから先ほど申し上げましたが、
地方におきまして税収の伸びが非常に悪い。それ
から非常に投資が抑制をされている予算であり
ます。それから昨年もあつたわけですが、財政
政調整基金であるとか地方債の管理基金である
とか、いわゆる貯金の取り崩しというのも顕著であ
ります。それから、去年、ことし非常に多く見
られますのは、各種の公共料金あるいは公共料金的
なものの値上げがもうものすごいラッシュにな
っているわけですね。それから新規の事業をや
りたくてもできないというふうなことが分析をさ
れるわけです。

そこで、お伺いをしますのは、例えば授業料と
かあるいは使用料とか手数料とかあるいは賃賃料
とか入場料とか、たくさん公共料金あるいは公
共料金的なものがあるわけですが、値上げラッ
シュであります。これは自治省ですか文部省にな
りますか、値上げの状況について、傾向をひとつ明
らかにしてください。

○政府委員(高石邦男君) 高等学校の授業料につ
いて申し上げますと、昭和六十一年度の地方交付
税の単位費用積算基準単位額は月額で六千九百円
に改定されたわけでございまして、これを受けまし
て昭和六十一年度における各県の授業料の推移
は、月額六千九百円に上ったのが二十六県、六千五
百円の県が六県、六千四百円の県が二県、六千二

百円の従来のままの据え置き県の県が十三県とい
う状況でございます。

○政府委員(持永義民君) ただいま高等学校の授
業料につきましては文部省の方からお答えがあつ
たわけでございまして、一般的に使用料あるいは
手数料でございまして、一般的に使用料あるいは
賃賃料の変化なりあるいは物価の上昇、あるいは
所要経費の増高、そういうものを見ながら見直
しをしていくということで私もさういふ指導
をいたしておりますし、各地方団体においてもさ
ういふ積み重ねをしてまいっておるわけでござ
います。高等学校につきましても今説明があつた
とおりでございます。考え方としては三年前に上
げて以来のこととございまして、三年間の人件費
のアップ等に見合った引き上げをしておる。それ
から公営住宅等につきましては、これは建設省の
方で基準をおつくりになつておるわけでござい
ますが、やはり建設費の上昇といったようなこと
を加味して見直しをしておるといふような状況で
ございます。

それから、全体として予算額がふえておるとい
う面もあるわけでございまして、これは単
価のアップももちろんございしますが、あわせて例
えば、公営住宅がふえるとかあるいは高等学校が
ふえるという、使用料を徴収する対象の施設が
ふえるということから金額がふえるという面もあ
るわけでございまして、単価あるいは対象両方の面
で予算額はふえてきておるといふ状況でござい
ます。

○磯山篤君 時間の都合で余り細かくは指摘をし
ませんけれども、きのうの答弁では、長年据え置
いたものを上げるということになつた、それがまたま
みんな一緒であつたというふうなごまかしの答弁
をしておるのには甚だ遺憾だと思つたわけであ
ります。入場料とかあるいは入園料とか、入所料と
か、そういう公共料金的なものが一斉に相当値上
げになっているわけですね。六十一年度ことしの計
画を見ましても、非常に広範囲に値上げになつて
いるわけですね。もちろんそれは補助金だけがカッ

トされたからというふうな言い方もあります。んけれども、これも大きな要素になっていることを十分に考えてほしいと思う。結局はどこに負担が偏るかとはいえ、一般の家庭の皆さん方にそれが全部かぶさる、そういうことを考えなければならぬというふうに思います。いずれこれはそれぞれの委員会でも追及がされると思いますけれども、まじめな態度でひとつ事に当たってもらいたいというふうに思っております。

それから次に、きのうお配りしました資料について、前倒しのところがあります。建設大臣ちょっと、きのう資料をもらって、なったと思えますが、昭和五十六年度前倒しが七〇・五%、五十七年度が七五%、五十八年度が七〇%。きのうも提案がありましたように、これは上半期九月までに戦後最高の八〇%をとりたい、予定をしたいという考え方が述べられました。その五十七年のときを数字でお示ししてあるわけですが、最終的にどうなったかといふと、なるほど前倒しによりまして前半は固定資本の形成につきましてもGNPにつきましてもある程度期待ができたわけですが、ところが、後半戦に行きますと非常に落ち込んでしまつて、歴然としてゐるわけです。そのために五十六年度は補正予算で二千六百三十一億円、五十七年度は五千二百二十二億円、五十八年度は四千四百六十五億円の補正を組んでいるわけです。

ことしの状況を考えてみますと、仮に八〇%前倒しをしたとすれば短期間の間には盛り上がりがあるとは思いますが、後半がつくり落ち込むというものは過去の例からいってても当然だと思つていますが、この辺の数字の分析について建設大臣どういうふうにごらんになつてゐるのでしょうか。

○国務大臣(江藤雄策) 公共事業の前倒しにつきましては例年これを実施してまいりまして、一番高い年は、目標はそうでありました、五十七年には建設省分は執行率七八%やつたことが実はございます。

そこで、前倒しが内需拡大あるいは景気刺激に

どの程度役に立つかということについては、特別に前倒しの分だけ取り出しておるわけではございませんからこの評価は大変難しいと思つていただいても、景気というのは多分に精神的なものでもありまして、景気刺激あるいはまたそうした心理的な面でも私どもはかなりの影響がある、こういうふうにしておるものと同時に、やはり年度がわりには仕事をなくしないようにする必要はある。したがって、ことしに入りまして、先生御承知のように二月に補正予算を提出をお願いいたしました。そして、ゼロ国債によつて六千億、それから建設国債によつて災害復旧分五千億、合計一兆一千億の実は補正をやらしていただいた、こういうことでございますが、八〇%の前倒しを目標としてやるということになりますというとなかなかのことでございます。過去のものもそのようにした各年の状況、またことしの置かれておる経済情勢などを慎重に検討しながら今後対処してまいりたい、こう思つておるところでございます。

○磯山篤君 経企庁長官に伺いますが、例の経済対策七本柱のこともありますが、財投含めて八〇%の前倒しをするということになれば当然景気が大いに刺激される、こういうふうな分析をするのはごく常識だろうというふうに思つては、しかし、再三指摘をしますように後半戦が非常に冷たくなる可能性を持つておる。そうなりまうと必然的に十月以降の景気をどう支えるかというところでなければならぬと思つておるけれども、経企庁長官としてはその辺のことについてどういふふうに分析をされておられますか。

○国務大臣(平泉渉君) 年度後半の見通しについてでございますが、最近の我が国経済の拡大テンポは緩やかになっておりますが、それでも全体としての拡大傾向は続いております。他方、最近の急速な円高の進展等を背景に、このところ企業の景況感にちよつと影響が出てきております。

以上のような経済情勢を踏まえまして、政府は先般四月八日の総合経済対策を決定し、今おっしゃつておられますような公共事業の施行の促進等

の措置を講じておるわけですが、さて年度後半については原油価格低下の影響がよいよ本格的にあらわれてゐる、そういうことで円高の交易条件の改善効果も本当に出てくるんではあるまいか。またこれまで二度にわたり公定歩合を引き下げ、またさらに昨日も公定歩合の引き下げをいたしたわけでございますので、これらの措置が投資環境に好ましい影響を与えることとなつてくるんではあるまいか、こういう点を勘案いたしまして我が国経済は引き続き着実な拡大を続けていくであらう、かように考えておるわけでございます。以上でございます。

○磯山篤君 大蔵大臣、数字をもらになつてもうおわかりのとおり、またことし、六十年度の補正でも明らかとなつて、どうしても後半戦のことを考えますといふのは補正というものを考えるを得ない。きのうの答弁では、まだ予算執行の始まつたばかりで補正予算のことは禁句だといふに言われましたけれども、ことし、昭和六十一年度の予算といふものは補正予算含みの予算である、私はこういうふうな認識をしますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) まあ磯山さんの補正予算含み予算といふことは、一つには恐らくお願いをして給与改善費を盛り込んでいない予算といふようなことから、そういうようなことを念頭にあつてのお尋ねだろう、こう思つております。

その際申し上げましたのは、これは出た時点において諸般の状況を勘案して適切な対処をする、こう申し上げておるわけですが、今その答弁を変えようといふふうにも思つておられます。まあ予備費とかあるいは流用とか節減とか、いろいろな手法もあるでございましょう。きょうのまた問題点の一つは、いわば朝三暮四、朝四暮三でございますか、そういう形の執行をやればその暮三の方は腹が減ってくるんじゃないか、そうならば当然補正予算が必要ではなからうかと、こういうお尋ねであらうと思つておりますが、この法律を通

していただくといふよ各省いろいろ検討していただいて、各省ごとの可能な限りの前倒しということが行われる。昨年の予算ベースで四・三%公共事業費自体が伸びておる。それから、いま一つは、いわゆる経済企画庁長官の言葉にありました交易条件が変わつてくるということから、卸売物価等が下がつてまいりますから、現に下がつたもの、棒鋼とかそういう公共事業に必要なものも二〇%とかといふふうになつておる。したがって、結果として、余りいい例じゃございませんが、百メートルの道路ができたものが百十メートルできるというふうなことになることも期待できるではないかと。そうしますと、下期に對しては、かなりいわば工程の期間が延びてくるから契約の前倒しで仕事は少しそれだけ期間的に埋めるだけのものが生じてくるではないか、そんなことを折々考へておるところでございます。

で、今までも災害復旧、江藤大臣から答へになりましたように、これはあるとすれば当然その規模によつては補正対象になるべきものでございましょう。それから五十七年からやりましたですが、いわゆる債務負担行為の追加、俗称ゼロ国債と、こういうものでなだらかな年度つなぎが行われておる、まあそういうようなことを、過去の経験に照らしていろいろな措置が考えられますし、また今江藤大臣の答へにありましたように、経済学とは心理学である、こういう一面も持つております。等々を総合的に勘案して対応すべきものであらうと思つて、現段階、まだ法律を通していただいて執行態勢に入る前に補正予算を考えておりますと言へば、あしたにでも補正予算持つていこう、こういうのが一般論としてつながつていく論理でございますので、現段階において、今補正予算等は考えておりません、こういうことをお答えするのが必然ではなからうかといふふうな考えです。

○磯山篤君 大蔵大臣長々と説明をしてゐるわけですが、すればするほど補正予算は必要である、こういうふうな理解をするのが常識ではないかな

というふうに思います。まあこれ以上この問題については問いませんけれども、十分後半の予算執行について考えてほしいというふうに申し上げておきます。

次に、昭和五十七年度の行革国会で成立をいたしました年金国庫負担金の返済の問題であります。これは私も五十七年の行革国会ではその点、返済計画を明確にすべきではないか、あるいは返済方法についても明示をすべきではないかということをお願いしたわけですが、ことしも同じようにお返しはできません、こうなっているわけですが、やっぱり年金の財政基盤を考えた場合に、このまま放置をしておくことは絶対に許されないと思うんです。だから、ある程度の意思を示さなければ政府に対します信頼というものが非常に欠けてくると思うんですね。この問題について大蔵大臣の考え方を聞かせをいただきたいと思っています。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる厚生年金の繰り入れ先送りの問題についてその返還計画等を速やかに出せと、こういうことは昨年以來、いや五十七年度以來と言った方がいかもしれません、いろいろ御意見をちょうだいしておるところでございます。したがって、今回の法案におきまして、年金財政の安定が損なわれることのないよう特例期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ積立金運用収入の減額分を含む年金国庫負担金の減額分を繰り入れるものとする、これが法律に基本的な考え方をまず明らかにしておるということでございます。ただ、返済の期間、方式等返済の具体的内容につきましては、今後の国の財政状況を勘案する必要があると思いますが、現時点で明らかにできないところでありまして、政府としては国の財政改革をさらに一層強力に推進する等誠意を持って対処して、一般会計が特例公債依存体質から脱却した後において、行革関連法及び今回の措置による年金国庫負担金の減額分について、積立金運用収入を含めてできる限り速やかな繰り入れに着手する所存であります。

で、毎年御指摘を受けますのは、返すという約束で計画がないというのは、私企業におけるいわゆる借金の際にもその論理は通らないじゃないか、こういう御指摘を受けておりますが、まずは法律にその基本的考え方を明示することによって御理解を得たいという考え方でございます。

ただ、この機会でございますから、私先般の会議、その前にも一回経験いたしましたのが、よく日本の場合厚生年金の積み立てというものが、あれは外国の見方からするといわば財政の黒字であるという見方をする人がございます。あれをもっと使えばいいじゃないかと。そういうものを使わないように国会でいじめられておるところに日本のまだ財政運営の健全性がある、こういうことを私は常日ごろ国会でいじめられるたびにいいことだなと、これはまだ日本は大丈夫だ、こんな感じをいつも持ちます。

○鶴山篤君 財政当局に伺いますが、五十八年から四分の一カットしているわけですが、今年度を含めて総額は幾らになりますか。

○政府委員(保田博君) お尋ねの厚生年金国庫負担の繰り延べ額の累積でございますが、五十七年度以降六十一年度の見込みまで含めまして累計で一兆二千五百十億円になります。これに運用収入の予定額を一定の仮定のもとに計算をいたしますと、二千七百七十億程度であります。したがって、減額分と利息相当額を合計いたしますと一兆四千六百八十億程度になるかと思っております。

○鶴山篤君 大蔵大臣、先日私は後年度負担等を伴う財源対策という数字をお配りをしました。額の上で多少違いがあるかと思いますが、総体的には大蔵省の持っているものと変わりないと思うんですが、膨大なツケが残っているわけですが、これをどうやって返すんだらうか、大蔵大臣の頭の中は相当悩んでいるだろう、こう思うわけですが、その話はまた別の機会にきめ細かくやるとして、この一兆五千億円という元利合計のお金を国が果たして返してくれるであらうか、そういう不安を持つのは当然であります。特例期間が経過をした

後、厚生年金の財政全体を見て、危ないようならば返したい、返していくというふうなお話ですけども、一兆五千億円に近いくお金、年金の分野で言えば政府にお貸ししてある、政府から言えば年金の方に借りがある、こういう関係になるわけですが、果たして返還をする意思があるであらうか、そういうことを国民は非常に心配をするわけです。いずれ何らかの方法で棒引きにするのではないだろうか、こういう懸念があるわけですが、その点について大蔵大臣、どういう態度でしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに今の場合、我が国の厚年が諸外国の年金制度に比べれば未成熟でございますから、いわばお借りいたしておりまして、年金給付そのものには影響をたらさないという現状でございます。しかし、長期に展望しますと二十五年ぐらいすると空っぽになるんでございましょうか、将来すべて空っぽに飯になったとすれば、それこそ若者のいわば負担によって毎年の年金の歳出に見合うものを徴収しなきゃならぬ、こういうことになるわけでございましょうが、したがって、年金問題も二十一世紀はおろかあと四、五十年後をにらんで今から設計というものを、長期安定する設計をしなきゃならぬというところが政治課題として存在しているわけなんです。

これも先ほどのお話じゃございせんが、四十年ぐらいい先の話をしますと、そこまで君の国は考えるのかとこう言われて、私もやっぱりそれでよかったなと思ふんでございすけれども、原則的に言えはおっしゃるとおり、鶴山さんと私、年は一緒でございすから、本当に年金が空っぽになるときはあるはこの世に存在しておるかどうかが別といたしまして、やはり長期的な安定をもたすために、今確かに借りておるわけでございますから、したがって、これは我々はいささかでも歳入という感じを持つちゃいけない。あくまでも国民の皆さん方のお金をお預かりしておるという考え方で、これは財政再建期間終了後は運用

益をも含めたもので計画的にお返ししていくということ、やっぱり四十年、五十年を見た場合にも安定した年金体系というのをこれから構築していかなきゃならぬというふうに考えておりますから、棒引きにしようなんということは片時も考えてはならぬと思っております。

○鶴山篤君 現在のようない財政運営をやっている限りは、膨大な後年度負担というのはなかなか返せないというふうな言わざるを得ないと思うんですね。幾つか解決の道が想定をされるわけですが、多額の税収、大型間接税ですか、そういうふうなもの志向する、あるいは官業をみんな民間株式会社に株で収入を得るといふふうな道もあるであります。それから戦後手取り早い方法として、結果としてそうなったわけですが、インフレによって帳消しにしたという歴史もあるわけでありまして、しかし、インフレという政策をとるわけにもいきません。そうしますと、前者の二つというふうなことが予想をされるわけですね。きょうはこれ以上論争をしませんけれども、この膨大なツケをどうやって返済をするか、国民の前に確固たるものを明示をする責任が政府はあるわけなんです。そのことを強く指摘をしておきたいと思ひます。

次に、国保の問題について厚生大臣、退職者医療の見込み違いがありまして、結果として補正を組むことになったわけですが、その際の大蔵大臣、自治大臣、厚生大臣の申し合わせがあったというふうな聞かわけですが、その内容はいかがですか。

○国務大臣(今井勇君) ちょっと手元に資料がございせんので、早急に調べてみたいと思ひます。

○鶴山篤君 自治大臣、大蔵大臣でも結構です。○政府委員(持永義民君) 昨年の暮れの補正予算に関連いたしました御指摘かと思ひますが、その際の三大臣の申し合わせというものはなかったと記憶しております。ただ、地方団体なりあるいは国保中央会の方々が厚生省に對しまして、結局

三分の二相当が穴埋めされたわけでございまして残りがあるということで、基本的にはこれはやはり国の責任で全部埋めるべきじゃないかということとを御主張され、六十年度の決算はまだ出ませんから、引き続き国保の状況を見た上で適切に対処してほしいという申し入れをされて、厚生省としては、今後とも国保の安定が図れるように努力をするという趣旨のお答えがあった。そういう経緯がございましたけれども、大臣の申し合わせという形のはなかったと記憶しております。

○**稲山篤君** 影響額二千八百億円相当に三分の二を乗じて千三百六十七億円、こういう補正であったと記憶をするわけであります。

そこで厚生大臣、六十年度のまだ決算が行われていまして何とも言えませんが、もしこれだけの補正でもなおかつ補正をしなければならぬ、そういう事態が生じた場合に国の責任のとり方としてはどうお考えですか。

○**国務大臣(今井勇君)** 先ほどは大変失礼申し上げました。

おっしゃいますように国保の問題は、国保の特別交付金の千三百六十七億を計上したわけでございますが、これまでの国保財政の状況と今回の措置等を総合勘案いたしますと、全体としては六十年度の市町村の国保の財政運営において支障が生ずることはないものだと考えているのでござい

ますが、いずれにしても、国としては今後とも市町村国保の財政状況、あるいは退職者医療に伴います影響の推移を見守りながら、その安定的な運営が行われるように十分配慮していかなきやならぬ、このように考えているものでござい

ます。

○**稲山篤君** 後で問題になるといけませんから再確認しておきますと、この千三百六十七億円の補正でもなおかつ穴があくという場合はきちっと穴埋めをする、そういうことではないですか。

○**国務大臣(今井勇君)** 先ほどもちよと申し上げましたが、今後とも市町村国保の財政状況とか、いずれにしても穴があくのかあかないのか

かきちっとしまして、安定的な運営が行われるように配慮してまいらねばならぬと考えております。

○**稲山篤君** まだ抽象的な答弁ですが、それ以上突いても今のところは出ないでしょう。

さてそこで、昭和六十一年度の見込みですね、赤字にはならないというふうに計算をされているのでしょうか。その見込みについて明らかにしてもらいたい。

○**国務大臣(今井勇君)** 六十一年度の対策でござい

ますが、影響額は約千五百億円程度と見込まれて、これに對しまして、老人保健制度の見直しや特別交付金の交付で対応できるものと考えております。

○**稲山篤君** 状況を調べてみますと、赤字の市町村が百二十四団体から四百二二団体にふえているわけですね。今も御答弁がありましたけれども、もつと正確に状況を判断すると同時に、これは国の責任できちっとしなければ、三分の一であろうが何分の一であろうがそのしわ寄せが全部地方市町村に行ってしまうわけですね。そうなりますと、市町村では新規の仕事が全くできなくなってしまう、こういうことが懸念をされるわけですが、もう一度、六十一年度はもしそういう事態が発生した場合は国の責任においてきちっと始末をつけます、こういうふうに答弁してもらえますか。

○**国務大臣(今井勇君)** 先ほどは数字を申し上げ

ませんでした。影響額は千五百億円程度と見込まれますが、それに対して、老人保健制度の見直しで約千三百億円の軽減の効果、あるいは特別交付金の二百三十億の交付で対処したいと考えてお

りまして、これでやっていけるものだと考えております。

○**稲山篤君** 後は私の意見になりますけれども、老人保健法の改悪をして金をたくさん集めて補てんをするというふうな安易なやり方は全く賛成し

たいところですね。私のお伺いしているのは、そういう方法でなくして、千五百億円になります

か何億円になりますかわかりませんが、穴があいたときに国が責任を持って措置をしてもらえるかどうかということを知りたいわけでありまして、老人保健法についてもまだ審議が全然進んでいないという状況の中でそういうお話というのは適当な答弁ではない、こういうふうに思います

が、いかがですか。

○**国務大臣(今井勇君)** これは今後の推移も随分ありますし、各町村でのそれぞれの努力もござい

ますので、そういう推移を見てやはりしかるべき対処をするということの御答弁をいたしたいと思

います。

○**稲山篤君** 終わります。

○**委員長(嶋崎均君)** 午後二時三十分委員会を再開することとし、これにて休憩いたします。

午後二時三十分開会

○**委員長(嶋崎均君)** ただいまから補助金等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○**中野鉄造君** まず初めに、大蔵大臣にお尋ねいたしますが、この一両日の急激な円高について質問いたします。

この件については昨日も同僚委員から質問がなされておりますけれども、御承知のように、きょうはついに百七十円を割りまして、最高値の百六十八円六十銭を記録いたしました。昨年九月の二百四十円から約八十円、三割の上昇でございまして、我が国の経済の実力から見ればもう明らかに行き過ぎではないかと思ふんですけれども、政府の今後の対処のお考えをお尋ねいたします。

○**国務大臣(竹下登君)** 今ちょうど二時半で百六十九円五十銭と。おっしゃいますように、確かに先週後半からかなり急速にドルの全面安。その背景には、もちろん円が急騰して確かに今のよう

な状態になっておる。それは、一つには米ドルの金利低下予想、すなわちこの間〇・五%、〇・五%とお互いやったわけでございまして、若干なおアメリカの金利が下がるんじゃないか、こういう予想。したがって、そうなるドルの先安感というものが出てきて、それが市場の思惑的な動きによるところが多いいではないか、こういうことが一つの評価でござい

ます。

だがいずれにせよ、このところの為替相場の動きはかなり急激であります。相場が一方に行き過ぎればいずれ今度は是正の動きがまた出てくるということである安定に向かうということが一般論として言えるわけでござい

ますが、したがって、やっぱり安定ということが最も好ましい。相場の動きが急に過ぎて乱高下と判断される場合には適時適切に介入をするという考えを持っておるわけであり

ます。ただ、何ぼしたかとか幾らのときにはするのかわからないところには本当は市場に対する影響があるわけでござい

ます。したがって、私も慎重に見守りながら乱高下という判断をしたら、これは市場介入を適時適切に行うという姿勢で対応していこうという考え方でございます。

適正相場かどうか、こういうことになりますと、やっぱり原則的には市場で決めることとございますので、なかなか明確に適正相場というのを言うわけにはまいりませんけれども、いざれにしてもこのところ急激に過ぎるという問題意識は十分持っております。

○中野鉄造君 まあ大臣の御答弁は過ぐる予算委員会当時の御答弁とは一緒のように思いますけれども、今もおっしゃる通りに、介入ということについては百八十円台を切るころからG5の政策介入は日本にとっては不利なレートを押しつけられたんじゃないか、失敗ではなかったかと、こういうようなことが一部言われておったわけですが、それがまさに現実化した、こういったような感じもするわけですが、この点についていかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 恐らく中野さんおっしゃるのは、先般の、一番近いところでG10がありまして、そのときに私もいわゆるG5の皆さん方にも個々にお会いしまして、ペーカーさんと話して、要するに合意をいたしましたのは、安定することが望ましいという表現をお互い使いました。それで多くの方々が、当時百八十円前後でもんでおりまして、あの辺を適正な為替相場として両者が合意したんじゃないか、こんな印象を与えたと思うのをごさいます。確かに当時から見ますと、私もちょっと傾斜が激し過ぎるという問題意識は持っております。したがって、適切な対応を注意深く見ながらやっていかなきゃならぬというふうに思っております。

○中野鉄造君 既にもう去る二月の初めに、アメリカのヤイター通商代表あたりは百七十五円を目標とするといったようなことも言っておりますし、また一部のアメリカの学者の中にはこれと同

じような発言をしている方もいらつしやられます。つまり元国務次官であったリチャード・クーパー・ハーバード大学教授、あるいはまたもとどいものになると、マサチューセッツ工科大学のレスター・サローという人なんかは計算上は百円になっても当然だといったような、そういう非常に極端な見方をしている方もいらつしやります。ですから、今も大臣がおっしゃる通りに、ここまで予想以上の非常に急激な値下がり、大臣も恐らくここまで来るとは予想されていなかったと思いますが、事態はまさにこういふようなことになっております。そうしますと、そろそろやはりこれは政府の部内でも目標水準といったようなものを統一して、先ほどからおっしゃっているように、これは大幅な逆介入というものはもちろん、諸外国にも協調介入を要請し、また実行させるべきではないかと思うんですが、この点いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 中野さん恐らく意識していらつしやるのは、今度は逆介入というのは要するにドル買いするわけですから、円を使うわけでございますから、外貨準備が多いの少ないのという心配もございせんし、その限りにおいては我が国としては外貨準備などを気にすることがございせんだけに非常にやりやすい環境にある。さて協調介入かということになりますと、ある国は外貨準備のない国もございまして、したがってその国々の何といいますが、そういう力関係で一挙にやるといふことは、あるいはその国々の通貨当局、なかなか今も御指摘なさいました産業界の代表の方等で見れば、まだもっとドルが安い方がいいという考え方がございまして、それから学者さんの議論の中には、為替レートだけで貿易インバランスを計算してみれば、今おっしゃったように百数十円というような価格も計算できると言う方もいらつしやいますので、いろんな意味において各国とも今のところ非常に注意深く見守っております状態であらう。しかし、もともとが乱高下するときには協調介入あるべしという合意というものが

が原則的には存在するわけでございまして、それらのことは問題意識としては十分持っていないきやならぬ課題だということは、おおむね考え方は中野さんと私とそう懸隔があるとは思っております。

○中野鉄造君 大臣、参考までにお尋ねしますけれども、アメリカの今後の景気というもののについてどういふように推移していくとお考えなのか。ということとは、つまり再度金利の引き下げといったようなことがアメリカで起こるということ予想されているのかどうか、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 前回私とペーカーさんとは、いわゆるロンドンG5のときにもお互いが合意したように、インフレはまあ日本と比べればまだインフレ率高いのでございましてけれども、かつてに比べれば両国とも大変落ちついておる、したがって利下げの環境は整っておると。その後私はこちらへ帰りましたが、ボルカーさん、澄田さんらいろいろ恐らく御協議いただいたでございまして。そしてまたまた公定歩合は同じ日に、発表が一日ずれておりますが、同じ日に行われて、きのうから公定歩合が下がった。そこで確かにドルの先安感、金利下げがもう一遍あるじゃないか、あるいは日本は〇・五でもアメリカは一〇だと思っておった人が多いとかいう話は私も聞いておりますが、いわば原油価格の下落というものがインフレをかなりまた鎮静する方へ回るわけでございまして、したがってアメリカの景気というものは、私はそういう利下げの環境というものは今日もなお存在しているだろうと思っておりますが、やっぱり公定歩合下げますと市中金利に完全に連動するに一月かかりますので、今きょうあすという環境じゃなからうというふうに思っております。

あるいはもう一つ御心配なさっておるのは、ドルの暴落にでもなつてはこれまた世界的な大きな問題になります。今の状態等から見ますと諸指標は必ずしもいいとは言えませんが、暴落懸念につながるほど悪い指標とは言えないじゃないかなというふうに見ておるところでございまして。

○中野鉄造君 やはり私心配するのは、為替相場の変動というものの効果が出るのが八カ月から一年かかるというように言われておりますし、先ほど大臣おっしゃったように、円高というこうした操作だけで貿易黒字が是正されるというわけにはまいらない、こう思います。

そこで、先ほどちょっとお伺いしましたように、やはりこういうような昨今の情勢から見て、またしかもその効果の遅効性というところから考えると、国民としてはもともとこれは円高になつていくんじゃないかという不安がぬぐえないわけなんです。ですからそういうような観点に立つて、大蔵大臣が大体この辺が水準じゃないかというふうなそういうお考えを明らかにしていただくことによつて、かなりそのところのいろいろな面での影響はあるかもしれませぬけれども、国民も非常にそこをある程度の不安をぬぐい得るんじゃないかというふうな気もするんですが、その点いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 私は先々週の日曜日、岐阜の多治見へ参りまして、全く陶磁器そのものの町でございまして、全国のシェアが一八%、それから隣の関の孫六の関市、あそこは刃物のこれが八〇%でございまして、そういうところへ参りましていろいろ話を聞きました。

少なくとも、ある種の相場観を与えてくれればそれで我々の仕事もできやうと。ただ、そのところ通貨当局者の至上命題みたいなもので、通貨当局者が一つの相場観を出すということは、より以上に投機が起る危険性が多いんじゃないか、だから言葉を選んであの時点で安定が望ましいと、こういうことをお互い相談して言つたわけでございます。確かにおっしゃる意味はよくわかります。それでまた、その岐阜の方おっしゃっていましたが、私も日米経済摩擦を起したことはな

い。そのとおりです、アメリカにつくらぬものを
おつくりになっているわけですから。ただ、韓
国、台湾、香港あるいはシンガポールというこ
ろにシェアが完全に逆転といいますが、完全に取
られてしまふという大きな打撃を受けておる。し
かし、なお体質改善して内需向けあるいはいいも
のをつくる、量産から質的なものでも申します
か、そんな努力はしようと思つた。しかし、そう
いうことに対しては先般通していただいた法律に
よつてお金だけは貸しましようといふところまで
の話し合ひでございまして、それは各産業によつ
てみんないよいよ自分のものをつくるためのレート
といふのはいろいろお考えになつて、おれのとこ
ろはこれでやれるとか、あるいはおれのとこ
ろはもう一段階低いところではないといふかぬといふ
なことがばらばらにあるわけでございますが、な
かなか相場観といふものをお出しするといふのは
厳密な意味で言つては難しいことだ。しかし、お
つしやる意味は私も非常に理解できます。

また、時に思ひますのは、大スベキレシー
ン、大投機機といふものが起つて仮に私どもが
申した相場観といふものが大きく崩れたら、これ
はまた国家補償みたいな感じのものになつてき
やしないかなど考えながら、大変本日に日夜
悩み、三十分ごとに為替レートを見ては一喜一憂
しておるというのが率直な心境でございます。お
つしやるようにメリットの方は時間がかりま
す。今メリットの出るおのは外国旅行者の方だ
けでございます。

ちょっと長くなつて申しわけありませんが、た
だ二月末はまだ原油価格にしても二十七ドルで
ございましたが、三月末入ったのがやうと二十二
ドルで、きょうきのうというのがやうと二十ドル
くらいでございまして、今契約してからこつち
へ船で運んでくるわけでございますから。したが
つて、それが本当のメリットとして出てくるのは
確かにおつしやうにあるいは六カ月とか、
六カ月という去年の九月から考えればもうそこ
へ来るわけでございますが、やうと幾らか出てく

るかなと。だから、この間の総合経済対策で電
気、ガス、そういういわゆる管理価格、政府が関
与できる価格で一兆円ぐらゐ還元すれば一兆円の
減税と等しい効果になるとか、いろんなことを広
範にやつていかなきゃならぬ課題だといふふう
に思つております。

○中野鉄造君 この問題について最後に一言お尋
ねいたしますけれども、こうしたきのうきょうの
こいう円高、これを契機に今後さらにドル暴落
の可能性があるんじゃないか、この点について
いかにお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) アメリカのいわゆる金利
先安感とかいふようなものが一番ホットな理由と
してはそういうものであるとしますならば、私は
それはやうばりある時期に反転するであらう、安
定の方向に向かうであらうと。そして諸指標が予
測したより悪いとはいへ、一般的にドルの暴落を
もたらすといふそういう指標の環境にはまだ私は
ないといふふうに見ておりますが、非常に注意深
く今後とも見守つていかなきゃならぬと思つては
おります。

○中野鉄造君 では次に、行政改革推進審議会の
報告について内閣としては今後最大限の尊重をし
ていくと、こいうことを過去総理もたびたび明
言されておりますけれども、近く最終答申がまと
まると聞き及んでおります。ところで、現在の各
小委員会の審議の状況、また今後のスケジュール
についてお尋ねいたします。

○国務大臣(江崎真澄君) 先ほどはおくれて大変
恐縮でございます。
行革審におきましては、昨年の十月以降いわゆ
る推進状況調査小委員会、それから地方行革推進
分科会、もう一つ特殊法人問題等小委員会、これ
が開催されました。そして、それぞれ臨調答申の
推進状況と財政再建の道筋の問題、行政の広域化
問題を含む地方行革問題、これは市町村合併など
にもあるいは言及するかも知れません。それから
個別法人の見直しを含む特殊法人の活性化方策の
調査とか審議が進められている、こいう報告を

受けておるわけでありませう。
そこで、こいういった小委員会は四月末、今月末
です、もう既に下旬に近づいておりますが、五
月初めを目途に報告を受けた後、これは五月末な
いし六月初めごろまでに審議会としての現段階
における最終意見の取りまとめ、これが総理大臣
に提出される予定、このように報告を受けておる
次第であります。

○中野鉄造君 一方、去る四月八日に厚生省の高
齢者対策企画推進本部というものが報告書を発表し
ておりますけれども、この報告書は行革審の社会
保障の部分とはどういふ点が違ふといふふうに見
ておられますか。

○国務大臣(今井勇君) 今の行革審の問題でござ
いませうが、実は行革審の推進状況調査小委員会と
言つておられますか、その報告については私はまだ十分
しやうがないわけでございます。

○中野鉄造君 これは四月十六日の新聞にも中間
的に報告されております。先ほど総務庁長官がお
つしやうたように最終的なものじゃないにして
も、中間的なものは四月十六日に報道されてい
るのです。そこに盛られて中身の問題と、先ほ
ど申しました高齢者対策企画推進本部が四月八日
に出したものと比べてみるといろいろ違ふので
す。そこをお尋ねしてはいるのです。

○政府委員(北郷勲夫君) 行革審の方ではまだ検
討中の段階と聞いておりますが、新聞報道に出て
おりますものは私も承知いたしております。
それにありますと、特に年金につきまして支給開
始年齢を六十五歳に引き上げるとか、あるいは年
金の給付水準を変更するといふようなことが書か
れておるわけでございますが、この辺につきまし
ては、厚生省でこの間発表いたしました高齢者対
策企画推進本部の報告の内容と若干、高齢者対策
の中で申しますと六十五歳に年金の給付水準を引
き上げるといふような問題につきましては、雇用
の問題が非常に関係いたしますのでやや慎重な態
度を私どもとておるのでございますが、その辺

に若干考え方の相違があるかなという感じがいた
しております。
○中野鉄造君 私これを読み比べてみて若干じや
ない、かなり明確に違ふところですね。そうしま
す、これが食い違つた場合に、それは最終答申で
はないといふ言つたものの、果たしてどちらを優先
されるのか。総理は、もう行革審の答申について
は最大限に尊重していくといふことを前々からよ
く言われております。それだけに私も非常にこれ
は心配なんですけれども、その点いかがですか。

○国務大臣(江崎真澄君) これは日本の新聞とい
うのは、マスコミと言つた方がいゝかもしれませ
んね、なかなか競争激甚でございまして、いろん
な報道がなされるわけでありませう。ただ御指摘の
ように、現在財政再建の道筋、それから行政分野
における制度、施策の見直し、こいういったこと
を行つておるその一つの対象として社会保障の分野
についても検討しておることは事実です。ところが
年金、医療の項目について検討が進められては
おりますが、その御指摘の、例えば食い違つてお
ると思はれる御指摘は具体的にありませんが、例
えば支給開始年齢の引き上げがどうなるかとかあ
るいは給付水準の見直しの問題等、これは一部の
参考から議論が出たその中間のいわばニュースを
キャッチしたものだといふふうには聞いて
おります。したがって現段階において、これは厚
生省側が独自の見解を持っておられることももち
ろん不思議ではありませんし、こいういふ何人かの
委員の中で議論が出た、こいういふふうにお考えを
いただきたいと思ひます。

結論に向けては、先ほど申し上げたように五月
初めごろ、あるいは早ければ四月末といふことで
何分の答申がなされる、これはこいう状況でござ
いましてるので御了承をお願いしたいと思います。
○中野鉄造君 厚生大臣は今お答えがありました
そのことについてはまさにそのとおりで、昨年八
月にも厚生省から出されているこいう考えは今
後も変わらない、こいう確信を持つて言えます

○國務大臣(今井勇君) この行革審の推進状況の問題は、今お話がありましたようなことでございますが、私も、いずれにいたしましてとも高齡者の対策企画推進本部というものをつくりまして、将来のプロジェクトチームではございますが、そこでせつかく考え上げましたものでございいますから、これはやはり厚生省の方針とだんだんにいたしていきたいと思つておるわけでございます。

また今の行革審の問題でございますが、これは今の段階では私も十分存じませんが、詰めていけば根本的にそう大きな差がないものだろうと、こう私は予想しておりますので、今後すり合わせしていかなきゃならぬと考えております。

○中野鉄造君　つまり、先ほどからお話があつて
いますように、近々最終答申という形で報告書
が提出されると言われておりますけれども、先ほ
どちょっと触れましたけれども、それは一

○政府委員(北郷勲夫君) 年金支給開始年齢の問題につきましては、今七十三年という先生のお話でございますが、これもまだ確定的なものではございませんで、結局この問題は高齢者の雇用、就業動向、これが非常に関係したものでございますから、高齢者の雇用の動向を踏まえて今後検討すべき問題と、こういう認識をいたしておるところでございます。

○中野鉄造君　そうすると、まだ七十三年というのは確定したのではない、こういうことですね。

○政府委員（北郷勲夫君） お答えいたします。

年金の法案審議の際に、そういう参考資料を提出したかと存じますが、これはまだ一つの試案的な、試算的なものでございまして、これはあくまでも高齢者の就業が進まない限り年金の支給開始年齢というのは簡単に動かせる問題ではないと私どもは考えておるところでございます。

○中野鉄造君　さらにその報告書の中で、給付の水準についても現役世代の可処分所得とバランスのとれるよう給付水準の見直しを行うと、こういふようなことも言われておりますけれども、これまで昨年の年金改革によって大幅に給付水準の引き下げが行われましたし、働く世代と年金受給者の世代とのバランスをとったということになっているんですけれども、それを今後またそういうふうにより引き下げるといふと、まるで公定歩合の引き下げじゃないけれども、短い期間に何回も何回もそういうようにしてやられるとこれはもう本当に困るんですけれども、その点いかがですか。

○國務大臣（江崎真澄君）　今の問題につきまして

は目下検討中という以上には物の言いようがないわけですが、しかし、整合性のない形で答申が出てくることはちょっと困る点もありますね。ただ、財政再建という問題の検討の過程においてそういう議論が出ておるといふことも、これもどうなるかとも否定もしにくいわけです。しかし、今整合性のないものが次から次へ出てくるのは困るじゃない

かという中野さんからのことで御意見があったということは、私の方からも行革審によくお伝えをいたして審議にまわりたいと思います。

○政府委員（山内豊徳君） 行革審の報告内容に

きましては大臣も申し上げましたように、私どもは現段階で存じておりませんが、先生御指摘のように、この四月から実施されました新年金通じましてかなり思い切った給付水準の適正化を行ったわけでございます。私どもとしまして、厚生省としましては今の段階でこの水準を見直すということは少し考え切れないというのが現状でございます。

○中野鉄造君　今もお答えがありましたように、

何かしら初めに財政ありきというところから始まったのでは急速な高齢化、自然増というものに本當に相矛盾していくんじゃないかという気がしてならないんですけども、年金の給付水準は財政のいかんを問わずに言ったらこれは非常に言い過ぎかも知れませんが、少なくとも維持していくというところをお約束していただきたい、こういう気持ちなんですけれども、今後の財政の次第によつてはまた流動的であると言われると非常にそこに不安が残ってくるんですけれども、いかがですか。

○國務大臣（江崎真澄君）　やはりこれは行革審の

權威に二応委託をしておりますので、その審議中にそういう御意見がありましたということは私率直に伝えます。しかし、問題はやはり結論待ちと、こういうことでございます。よく御趣旨の存するところは伝えておきたいと考えます。

○中野鉄造君　厚生大臣。

○國務大臣（今井勇君）

たしましたが、給付水準というのは私どもはこれを堅持してまいりたいと考えております。

○中野鉄造君　そこで、一つ気になるのが民間活

力の導入とその活用でありますけれども、例えば既に医療保険において民間保険がその補完としていろいろな商品が導入されておりますけれども、民間保険に加入できる人たちが保険による危

ているんじゃないか、経済的に余裕のある人となっている人との格差が非常に開いていく、そういう危険性があるわけですけれども、民間活力の導入、活用でこういった心配をどのように解消しながら行政を進めていくお考えであるのか、基本的なお考えをお聞かせいただきたい。

○國務大臣(今井勇君) 我が国の社会保障というのは、従来から年金であるとか医療につきまして国民の皆年金あるいは皆保険体制を基本として進めてきたところでありますが、今後やはり私はこのような基盤的な制度につきましては公的の制度というものの役割を堅持していきたいというふうに考えております。すなわち医療につきましては、必要かつ適切な医療の確保、年金については老後の基礎的な生活の確保につきましては公的制度で対処するという考え方でいきたいと思っております。

そこで、民間保険のごさいます、これはあくまでも公的製度を補充するものというふうな考え方で、個人の選択によります格差をこれ以上拡大するつもりはありませんし、また拡大しないように十分に配慮していきたい、こう考えております。

○中野鉄造君　そうおっしゃいますけれども、例えば国民年金を例にとつて申しますならば、いよいよ国民皆年金四月一日から発足しましたけれども、一方では民間の保険会社あたりでは現に、あんなもの入つたつてもうばからしい限りですと言わねばかりのいろいろな勧誘でそういうようなものを持つていくと、今後いろいろとそういういたようなことで民間のそれに類似したような商品が開発されていく。そうすると年金制度そのものの存在の意義がもう薄れてくる。極端に年金財政までどうこうといふところまではいかないにしても、非常に意義がなくなってくる。要するに相互扶助といふものと個人のそういう年金の給付取得といふものを横並びに考えてどつちが得かというやうな、そういう考への方々が非常に多いわけで

すね。そういう点について大蔵大臣、今後民間の保険会社あたりのそういう商品の何か規制と言うとあれですけれども、何かお考えありますか。このままに放置しておくんですか。

○国務大臣(竹下登) 各種年金商品、これは確かに私も、基本的に公的年金は物価や賃金の変動に対応して年金額の実質価値の維持を図っていくことが可能であって老後生活の基盤となるものである、これはやっぱり年金の哲学じゃないかと思っております。今厚生大臣からお答えがありました。また、基本的部分というところでございまして、企業年金、個人年金はこれは自助努力というもので、公的年金を補完する役割だということにはやっぱり徹しなきゃならぬというふうに私も思っております。

ただ、今金融自由化のさなかでございまして、いろいろな知恵を出していわば魅力ある商品の開発というものが行われてきておりますが、ただ私もとしまして、あくまでも国民の自助努力にたえることを目的とするものであるという意味において適正な販売を行うということ、これは今日も指導してきたところでございまして、したがって、公的年金と民間金融機関による年金商品とは役割も機能も異なるものだから、両者いづれが有利であるかという観点から比較することは適当でないというふうな指導もいたします。したがって今後とも、言ってみれば消費者の方に対しては、いゆる誤解を与えるようなことはしないように、これはやっぱり厳しく指導をすべき課題だというふうな考え方を持っております。

○中野鉄造君 厚生大臣にお尋ねしますけれども、国民年金等についての場合ですけれども、国民年金、これは掛けなかったからといって別にペナルティーがあるわけでもない、ただ本人がもらえないだけ、こういうことですけれども、一方、政府としては国民皆年金をと、こう言っております。現在七千四百円の掛金であるだけに、夫婦になりますと一万四千二百円、これを毎月毎月コンス

タントにずっと納めていくというところは、いろいろ先ほどからお話してありますように、何だかばかりしなくなって嫌だというふうなことで途中で掛けるのをやめる人もいるかもしれない。やめたからといって別に、今申しますようにそこに罰則があるわけでも何でもない。そういうふうなことが今後十分予想されるんですけれども、そういうことを予想してどういう対応をなされますか。

○国務大臣(今井勇) これは先生御案内のように、義務加入になっておりますのと、今度の改正に伴いまして、保険料でひとつこういうことでございまして、保険料でひとつこういうことでございまして、何となく皆さんに入っていたというふうな努力をするということが今お答えをできる限度だろうと思っております。

○中野鉄造君 それで解決できるならばそれにこしたことはないんですけれども、もう少し何か手の打ちようはないのかと思う。おまえはどうかと言われると、私もちょっと何とも言いようがないんですけれども、もう少し前向きな姿勢でやってみていかないと、今始まったばかりですけれども、先んずき非常に不安でならないんです。一生懸命に努力をするというところから、今始まっただけに、ここの部分の推移を見守っていかざるを得ないと思っておりますが、その点ひとつ。

○国務大臣(今井勇) 御趣旨をよく踏まえまして精いっぱい努力をいたしたいと思っております。私も皆さんの、特に今度新しく婦人の年金権などもできますものから、例えばの話でございまして、お相撲取りの親方衆の御夫人の中に入っていない方が大分いらっしゃるんですね。そんなことで、PRを兼ねまして参りまして、ひとつPRをしようというふうなことも内々考えていることでございまして、そんな意味を含めまして、省を挙げてまして皆さんにPRをいたしましてこの問題を解決を図ってまいりたい、こう思いますので、どうぞひとつお力をおかしたきたいと思っております。

○中野鉄造君 次に、補助金問題検討会の報告と

老人福祉施設等への入所事務に関する見直しとの関係についてお尋ねいたします。

○政府委員(小島弘伸君) お答えいたします。

補助金問題検討会におきましては、国と地方の機能分担の見直しの方向といたしましては、事務の地域性、効率性、総合性というふうな観点から、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な団体において処理されるよう事務の性格に即した見直しを進めていくべきだという考え方に立ちまして、先生御指摘のような福祉の事務につきましては、多様な地域のニーズにきめ細かく対応できるよう地方公共団体の自主性の尊重という観点から、これを従来の機関委任事務から団体委任事務に改めるのが適当であろうというふうな御報告をいただいております。これに基づきまして、別途御審議をお願いいたしております。いわゆる国の機関委任事務の整理法の中で、これらの事務を従来の機関委任事務から地方公共団体の団体委任事務にかえる関係法案を盛り込みまして提案申し上げておるところでございまして。

○中野鉄造君 ですから、補助金問題検討会の報告の今おっしゃった補助金に関する関連部分、そういうふうなことが、つまり基本的要件に限っては国が定め、具体的要件については地方公共団体にゆだねるという、今おっしゃったような地方のニーズにこたえて云々といったような、そういうことが下敷きになってこういうことが今提案されていると思うわけです。したがって、この補助金問題検討会の考えによりますと、補助率が決定されるというところは事務の見直しの結果であってその逆ではないと、そういうふうに考えていいんですか。それともまた、今回の補助金特別法案の考え方も同じであると、そのように考えてよろしいんですか。

○政府委員(北郷勲夫君) 今回の補助率の見直し、全般的には財政資金の効率的な使用とか補助金の整理合理化と、こういった要素を総合的に勘案して行われておるということでございまして、ただいま社会局長が申しましたように、社会福祉

の分野につきましては地方の自主性尊重という観点から事務の見直しが行われる、これが関連をしておると、こういうことでございまして、結果というか、いわば並行、横に見て補助率の決定が行われた、こういうふうな考え方でございます。

○中野鉄造君 大臣。

○国務大臣(今井勇) 今、局長が答弁したようなことでございまして、社会福祉の分野の補助率の見直しにつきましては、やっぱり地方の自主性の尊重という観点からの事務の見直しということも考慮に入れておるわけでございまして、そういう意味で事務の見直しとの間に関連性があることは事実でございまして、いづれが先というふうな関係にあるとは考えていないわけでございまして。

○中野鉄造君 そうすると、補助率決定の要素の一つに国、地方の財政状況が挙げられるということとは、これはもうよく理解できますが、事務の見直しと補助率引き下げとはこれは一体の措置であると思はれますが、この点を確認したいと思はれます。

○政府委員(北郷勲夫君) 社会福祉関係の分野で密接な関係があるということは事実でございまして。

○中野鉄造君 事務の見直しと補助率引き下げとがこれは一体の措置であると、一体とはおっしゃいませんでした、非常に密接な関係がある、こう言われたわけですから、いずれにしまして、そうであるならば、事務の見直しが少なくともこれは恒常的な措置である以上、社会福祉施設関係の補助率というものは三年経過後、半ばこれは恒常的に同じ率で推移するのではないかと、そういう考えに立たざるを得ないわけですから、となると極端に言えば、この三年というものはこれはもうほとんど意味がないんじゃないか、仮にそういう形をとっただけじゃないかと、このように思いたくなるんですが、いかがですか。

○政府委員(北郷勲夫君) 三年の暫定期間の問題につきましては、大蔵大臣がたびたび御答弁申し上げ

上げておりますが、一つは、生活保護が補助率について両論併記でございまして、三年間暫定的に十分の七とする、改めて三大臣で協議すると、こういうふうなことが一つあるわけでございまして、それからもう一点は、検討会の報告にもございまして、国と地方の財源配分のあり方についての見直しは今後の課題とされている、こういうことを踏まえまして、この二点を踏まえまして全体的に三年間の暫定措置とされたものと考えております。

○中野鉄造君 大蔵大臣、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 今の答弁に尽きるわけでございまして、確かに私は恒久とは、やっぱり申されておりますように、国、地方の役割分担と費用負担のあり方というのは絶えず見直していかなくやならぬ問題だという課題であるということと、したがって、一方財源配分の中にどういう影響を与えるかは別として、一応国税及び地方税のあり方というもので一方諮問しております。これの仮に答申をいただいた場合、若干の変化も皆無であるとは言えない。そうしますと、六十二年税制からやっても、普通税制の場合は平年度化するのには二年はかかるというふうな一考がございしました。私は本日は、財政再建期間中で五年という気が頭の隅にございました、口に出したわけじゃございませぬけれども、かれこれ考えるとやっぱり三年というところかな。だから、本日に三年であらねばならぬという理由を言えとおっしゃいますと、率直に正確な答えはできない。かれこれ総合的に考えて三年というところであらうなというふうな最終的に政策選択の判断をしたということが偽らざる実情でございまして。

○中野鉄造君 じゃ、終わります。

○佐藤昭夫君 本法案の質疑を進めるに当たって私がまず指摘したいことは、去る十八日の本会議で我が党の神谷議員の質問に対する総理などの答弁が極めて不誠実、無責任であった問題であります。神谷議員は第一に、政府はかねてより補助金カ

ットによって地方財政が支障が出ぬよう万全の措置をした、国民に被害を与えないと言っていることと、何とある証拠として、各自自治体の予算では財政調整基金などの取り崩しが大幅に増大をしていること、ほとんどの自治体で一斉に公共料金引き上げや住民サービス事業の補助金の廃止、縮小が起きていることなどの具体例を挙げて、その見解を明確にするよう迫ったところでありまして、総理、自治大臣などは、自治体に対し十分な手だてをした、住民負担の増大はないと、具体的な事実の指摘には何ら答えず逃げの答弁に終始をされたのであります。この問題は、今次法案による三年の補助金カットの可否を国民が判断する前提であり、政府は明確に答える義務があるので、改めてお尋ねするものであります。

まず、地方財政に支障はないと言いますが、六十年、六十一年度と引き続く補助金カットの穴埋めのために地方債が大増発をされる。したがって、地方財政の圧迫要因となることは、これは自治大臣、紛れもない事実ですね。

○国務大臣(小沢一郎君) 地方債の残高がふえていくということにつきましては、交付税措置を今後ともしていき、そのための元利償還の総枠も確保するというところで対処していくわけでございまして、いづれにいたしましても、そういうような意味におきまして地方財政のやりくりが非常に厳しくなっていくということは、その意味では事実でございまして。

○佐藤昭夫君 さらに重大な問題は、地方債の増発にとどまらずより広範囲に影響があらわれているということでありまして。その一つが財政調整基金や減債基金など、これらの基金が六十年、六十一年度に一斉に取り崩されていることであります。

お聞きをしますが、四十七都道府県について財政調整基金を設けているのは四十三団体かと思ひますが、これが五十九年度、六十年、六十一年度、この財政基金取り崩しの団体数と金額の総計は幾らになるのか。五十九年度は決算で、六十年年度は

まだ決算が出てない模様です。九月補正で、六十一年度は当初予算で、何団体、金額総計は幾らでしょう。

○政府委員(持永義民君) 都道府県におきまして財政調整基金の取り崩しの状況でございまして、五十九年度の決算におきましては二十九団体で、全体で六百七十七億円でございまして。五十九年は割合税の伸びもよかったですこととございましてそういうことになっております。六十年年度の九月補正後の予算計上額では、これは決算は出ておりませんが、けれども団体数で三十九団体、金額が二千四百六十九億でございまして。六十一年度の当初におきましては四十団体で、二千五百五十三億ということに相なっております。

○佐藤昭夫君 ただいま報告がありましたように、基金の取り崩しが急増をしているということに否めない事実だと思ひます。こうしたもとで自治省の資料でも五十九年度末までの財政基金残高の推移、これを見ますと、どこも毎年数十億から数百億の基金が安定して確保されておったのが、残高が底をつくような事態、これが深刻に進みつつある。六十一年度に基金残高が底をつくと予想される団体が、私の調べたところでも都道府県で十団体もあります。例えば北海道、五十九年度末残高百五十六億、六十一年度末残高でゼロになる。青森県、同じく五十九年度末残高三億、これがゼロになる。群馬県、百十八億、これが四億に落ち込む。鳥取、四十億、これが三億まで見込んでゼロになる。福岡県、五十九年度末三百六十九億、六十一年度末三億、これらどれでも六十年、六十一年度の取り崩しで一挙に底をつくような状態に突き進んでいるわけであります。

こうした姿は、都道府県だけでなく市町村も同様にあられていられるんであります。こうした姿こそまさに異常な事態、補助金カットの影響はないとどうして言えるのでしょうか、自治大臣。

○国務大臣(小沢一郎君) 基本的に国の財政状況も厳しい、また地方におきましても今日の経済状

況全般の中で大変厳しい財政の状況であるということとは間違いないと思ひます。財政調整基金の取り崩しにつきましては、いわゆる今年度の予算についても見込まれておりますし、事実そういう面もあるわけでございまして、この財政調整基金の取り崩しは単に補助負担率の変更のみによつてたらされるというふうな断言するべきものではないのではないかと。いろいろな地方財政の支出の状況、今後のいろいろな事情の中でそういう現象が出てきておることは事実でございまして、私どもといたしましてはそんなことも念頭に置きながら、今後地方財政が大変厳しいという状況のもとで、今後の地方の運営に支障のないようにということと全力を挙げて対処してまいりたいということとでございまして。

○佐藤昭夫君 しかし自治大臣、多くの地方自治体、地方財政に関する雑誌や出版物、こういうものの中で自治体の関係者が、国の補助金カットによつて自治体の財政運営が非常に苦しくなっている、その中で不時の場合に備えての各種基金、これを取り崩さざるを得ないという地方自治体の財政運営についての苦衷をいろいろ語っておる、そういう報道など知らぬというわけではないと思ひますけれども、本日に補助金カットの影響がこういう面に出ていっているふうにお思ひになりませんか。

○国務大臣(小沢一郎君) 地方団体におきまして大変財政事情が厳しくしているやうに思ひますが、まして御苦勞なさっておられるというその実情についてはいろいろお聞きいたしておりますし、その点については私どももそれだけに何とか運営に支障を来さないようにということで全力を挙げておるわけであります。

ただ、先ほど申し上げましたように、この財政調整基金の取り崩し等につきましましては、それぞれの自治体によりまして今後の財政需要に対応するためとか、いろいろな要因の中で行われておるものであらうと思ひます。したがしまして、私どもといたしましてはそのこともまた十分配慮しなけ

ればなりませんし、今後とも地方の財政状況の厳しい状況を認識して適切に対処していかなければならない、そういう思いは先生と同様私も強く持っております。

○佐藤昭夫君 次は、この補助金カットがもたらす影響の第二の問題として、ほとんどの自治体で公立高校の授業料や保育料、保育所料、水道料、公営住宅家賃など、その他図書館や動物園などへの入園料等々、これらの各種公共料金、手数料等の値上げが急増をしておるという問題であります。

自治省、地方財政計画では公共料金の引き上げを何％と推定しているんでしょうか、六十一年度について。

○政府委員(持永義民君) 公共料金と申しますか、地方財政計画の上では、これはマクロ的な数字でございまして、使用料、手数料の伸び率を四・九％見込んでおります。

○佐藤昭夫君 ところで、都道府県の公共料金引き上げの実態であります。六十一年度の都道府県の予算、これを通して見たときに、全体として実態的には何％ぐらいの手数料等、使用料等の引き上げが起きているんでしょうか。

○政府委員(持永義民君) 都道府県の当初予算の状況で計算をいたしますと、前年度対比で六・一％の使用料、手数料等について予算の伸びになっております。これは先ほど申しました四・九と申しますのは地方財政計画でございまして、都道府県、市町村全体のマクロ的な数字でございまして、その中で特に高等学校でございまして、あるいは公営住宅でございましてとかいうものが都道府県側に割合ウェイトが高いという状況もございまして、全体の伸びよりはやや都道府県側の方が伸びが高くなるという背景があるわけでございます。

○佐藤昭夫君 今数字的に明らかにしましたように、政府・自治省としてこの程度の公共料金、手数料等の値上げであろうというふうに推定をした地方財政計画を超えて、実態としての手数料、

使用料などの値上げがどんどんと始まっているというこの数字が雄弁に語っているという問題であります。

さらによく調べてみますと、現に六・一％というこの数字が示しますように、四十七都道府県のうち三十四団体が地財計画を上回る引き上げになっているというこの点を見たときに、自治大臣どうでしょう、補助金カットの影響がこうした面でも使用料、手数料を初めとする公共料金値上げに拍車をかけている、その証拠のあらわれがこうした点に出ているんだというふうに大臣は思いになりますか。

○国務大臣(小沢一郎君) 使用料、手数料の値上げにつきましては、これは受益者負担の原則に基づきましてその経済社会の動向に従って各地方団体において適正な料金というものを決めていくものであると思っております。私どもといたしましては、今回の負担率の引き下げが即この手数料等の引き上げに結びついておるというふうには考えておりません。ところでございまして、地方の補てん分につきましてはそれなりの措置をとっておるわけでございます。そのような考え方のもとに私ども今後とも対処をしていくところでございます。

ただ、地方財政が先ほど来申し上げましたように厳しい状況であることは現実でございます。で、結果としてそのようなことにならないように今後とも適切に対処していかなければならないということは肝に銘じておるところであります。

○佐藤昭夫君 補助金カットの影響が使用料、手数料の値上げにストレートに結びついておるといふふうには思わないというふうにおっしゃるわけでありまして、そうであれば、地財計画で示した四・九％の手数料等の値上げというこの推定に、全国の都道府県を見て半分ほどはそれよりも上をいっている、半分ほどはそれよりも下をいっているというところであればそういう論法も通るかしれない。しかし、圧倒的多数がそれを上回る引き上げをやらざるを得ないという姿になっておるといふのを、これをどう見るべきか。

しかも、先ほどの政府委員の説明によりまして、都道府県は公立高校を運営をしておいて、公立高校の授業料値上げの年に当たって、したがって市町村も含めた平均よりも少し高い数字が出てくるというのはいわば当然と言わなければかりの説明をなさったわけでありまして、これは実態をよく調べないで国民を非常にだますことまた言い分になってくるんじゃないかというふうに私は思っております。

私は、公立高校の授業料引き上げに関係のない政令都市を除く県庁所在地の三十二の都市の使用料、手数料の引き上げ状況を調べてみました。公立高校を持つていないところでは、これを調べてみますと、地財計画の四・九％を下回るところは三十二団体のうち九団体、他はすべて、すなわち三十二団体のうち二十三団体はやはり地財計画の数字四・九％を上回って、こちら平均しますと六一・八％という、こういう使用料、手数料の引き上げをやっておる、こういう数字なんです。これこそ事実は雄弁であって、やっぱり補助金カットの影響がこういう面でも否めない。政府の説明というのは全く詭弁だといふことがいよいよ明白になつてきているんじゃないかというふうに私は思ふんですけれども、大臣、どうでしょう。

○国務大臣(小沢一郎君) 私どもといたしましては、この負担率の引き下げにつきましてはそれなりの財源措置を十分講じ、そして今後も、自治体の苦しい状況の中であつてもこれによって財政運営に支障を来たすようなことがないようにということで対処していくつもりでございます。したがって、先ほどの繰り返しになります、今回の負担率の問題が即使用料、手数料というところになってきたのではないであらうというふうに私どもとしては考えておりますが、いづれにしても地方財政が大変厳しいことは先生御指摘のとおり、我々も認識として十分持っておりますわけでございます。

したがって、いろいろなやりくりの中で、結果としてそのようなことを助長をすることのないように今後とも対処してまいりたいというこ

を申し上げておるわけでありまして。

○佐藤昭夫君 ところで、厚生大臣に聞きます。多くの自治体では住民の要望にこたえて国の福祉にいわゆる上積みをしていきます。これは憲法二十五条の国民の福祉向上という点から見ても好ましいことだと思われるでしょうか。

○国務大臣(今井勇君) 自治体それぞれがなさることでございますからとやかく言うことではございませんが、できるだけの福祉の向上をすることは決して悪いことではありませんし、むしろ望ましいことだと思っております。

○佐藤昭夫君 このような地方自治体の単独事業が廃止されたり縮小されたりすることは全体的に見れば福祉の後退になります。こういうことがあれば、国民の福祉に責任を持つべき厚生大臣として当然反対の声を上げられるはずだと思うのでありますが、どういう態度をとられるでしょう。

○国務大臣(今井勇君) 自治体それぞれのお考えに基づきましてやっておられることでございまして、一概に言えないものだと私は考えます。

○佐藤昭夫君 福祉に責任を持つ大臣として大変嘆かわしい答弁だと思つた。

自治大臣、六十一年度の地方自治体予算を見ますと、第三の補助金カットのあらわれ、例えば老人いこいの家、学童保育所、児童図書館などの福祉、教育、さらに農水関係など、地方単独事業の補助金などが数えれば二百数十項目も廃止、縮小されているのであります。こうした動きも国の補助金カットとは無関係と言えないと思つたが、どういう見方でしょう。

○国務大臣(小沢一郎君) まず社会保障の関係の中で老人、児童等の四項目ですか、これにつきましては補助金問題の検討会におきまして、これは団体事務として身近なものでは地方団体にやらせた方がいふのではないという結論に基づきまして補助負担率も引き下げたわけでございます。このことから来るいわゆる地方の財政増加分につきましては、交付税におきましてそれを補てんし、見るようになっておるわけでございます。

私もこの質問に当たつて幾つかの自治体の財政担当者にいろいろ声をお聞きをしました。これらの人たちは、補助金カットについて手当てをされるんだというふうに政府は言っているけれども、結局は一般財源からの持ち出しがふえざるを得ない、こういうふうに言っているんです。一般財源からの持ち出しがふえれば、まづ何よりも単独事業などが削られるというのは容易に想像のつくところであります。

こういうふうにして、補助金カットの直接対象

はいわゆる調整費込みで前五カ年計画の三・四％の増ということになります。こういうことでございまして、また調整費を除いた額においても新五カ年計画は前五カ年計画の実績を上回る額を確保しております。これはもう当たり前のことであらうと思います。

それからなお、新五カ年計画の事業量については、前五カ年計画の実績を踏まえまして、昭和六十五年度末の処理人口普及率を四四％に達するようこれから努力をしまゐる、そのように目標を

んから正確なことはよくわかりませんが、余り今までは一回あるとか聞いておりますが、余り今まではない。しかし、前例がないからこれからのないということではありませんで、これからは努力してまいります。

○佐藤昭夫君　私の知っている限りでは、第三次計画で予備費を一十億のうち百六十四億使ったというこの例だけで、調整費を使ったという例はないというふうに私も私ども理解しております。

ところで、話を進めましょう。だから、そのこ

うことで計画事業量を減らさざるを得なくなっている。加えて地方債の制度からいって、過去の五カ年計画での回収、これを第五次計画に組み込まなくちゃならなくなってくる、そういう借金返しのツケが来ているということなどが理由になって、事業量を縮小せざるを得ないということになっているんじゃないでしょうか。

そこで、こうした点から考えてみて、今回の下水道に関する公共事業を通してても、この国費負担の減額、カット、これは結局地方自治体に負

担を軽減し、国民の望む下水道整備をおくらせる、こういうことにならざるを得ないというふうな大臣、お思いになりませんか。

○国務大臣(江藤隆美君) これ以上言うと、また品位を落とすと言われると私も大変心外であります。政治家として一つの信じることを申し述べ、また御提案申し上げておることを正しく御説明しようという熱意に燃えての説明でありますから、その点は御理解をいただきたいと思ひますが、とにかくにも、日本で下水道事業というのが本場に議論されるようになったのは、フランスのように三百年も前のことではないので、昭和四十五、六年に公害国会で随分と議論をされました、それからようやく下水道事業というものが軌道に乗るようになった。その点においては、私は国会の議論というのは大変ありがたかった、こういうふうな思ひしております。

それが全くなかったものがよくよくにして、わずかな期間であります。不十分とはいへども三〇％、三六％になり、また今度の五カ年計画で四四％、調整費を入れると四六％ですが、そんなインチャ言ふなと言われるかも知れませんが、とにかくにもこれから先、私も今世紀末には何とかして目標までひとつ達成しようというところで一生懸命やっておりますから、余りそういうふうにおっしゃらずにひとつ応援をいただきたいと思ひます。よろしく。

○佐藤昭夫君 それでは、さらに聞きましょう。昨年八月に、今後の下水道整備はいかにあるべきかという都市計画中央審議会の答申が出ています。いわゆる二十一世紀初頭への長期計画として人口普及率を総人口比九割程度まで引き上げようという方向を打ち出しているものであります。しかし、一番そのスタートである第六次計画、こゝで対前計画比八九％だということは先ほど来私が申し上げておるのとおり。これで一体九割目標を達成するという決意があるのかと言わざるを得ない。二十一世紀初頭までに九割普及を実現するため、今後毎年何％、どういうテンポでそこへ

二十一世紀初頭までに到達をするのか。その所要額、毎年の所要額は幾らになるのか、示してください。

○国務大臣(江藤隆美君) 今回の五カ年計画でもって昭和六十五年度末においては、調整費を全部使いましたときには四六％のいわゆる整備率まで持っていました。こう思っておるわけでありまして、そういたしますと、あと残り十五年あるわけでありまして、先般来、省内でいろいろ検討を加えました結果、何とかして毎年、仮に二％ずつ事業を伸ばしていくことができまうと、あと十五年です。それから六六％、約七〇％近くまでやっていける。そういたしますと、二十一世紀初頭には人口比九〇％のいわゆる整備率にしないといふ、こういうわけでありまして、二十一世紀のいつまでというところは書いてありませんが、少なくとも今世紀末に六六％か七〇％ぐらいまで十五年かかって頭張ることができないかなと。それから二十一世紀の初頭に向けて、答申にあるような九〇％に持っていくように最大の努力をしたい、こういうふうな考えておるところであります。

金額が幾らかということになりますと、そこまです計算していませんから、それは御勘弁をいただきたいと思ひます。

○委員(嶋崎均君) 佐藤委員、時間でございまして質問を終わらせていただきます。

○佐藤昭夫君 はしなくもあなたが今数字的にも確認をされたように、百歩譲って調整費を使つたとしても四六％、今後二十一世紀初頭まで十五年ある、年二％掛けると三〇、合計したら七六。九〇％にはほど遠い姿だということのはつきりしているにやありませんか。どうしてそれでこの答申を尊重していきようか。どうしてこれのか。しかもこれは大蔵大臣としても、財政再建その道のりほど遠い、そしてこの三年間とはかく財政の緊縮だ、こうしているときに、それを保証をされるような、財源数字は示せませんとこう言つたんですから、それはそれで、ということだと

思ふんです。こうした点で、私は幾つかの事例を挙げて国民生活に被害はないという政府の説明のどこかしを指摘をしたのであります。こういう国民を欺く論法で本法案の強行を認めるわけにはいきません。

したがって、ここで委員長に御提案をしたいと思ひます。政府は当委員会に対して、本法案が地方自治体と国民生活にもたらす影響についてその試算をはつきりすること、それから見解を明確にすること、こういう資料を本委員会に提出をするようひとつ指示をしていただきたい。しかる上で、後日またその資料をもとに審議を進めたいというふうな思ひます。委員長、お願いをします。

○委員(嶋崎均君) ただいまの佐藤君の要求につきましては、理事会で検討いたします。

○佐藤昭夫君 終わります。

○井上計君 本法律案は高額の補助金のカットということが主体になっておりますけれども、余り本法律案に対象となっていないような、昨日も私質問で申し上げましたけれども、零細補助金の中にかなり不急不要のものが多くあるのではなからうか、こういう感じがするわけでありまして。特に、零細補助金といつても、これらを整理統合することによって、見直すことによって、やはりこれはかなりの金額になるものも相当あるのではなからうか、こういう観点から同僚委員は大変次元の高い質疑を行われておりますが、やや次元が低くなると思います。以下幾つかひとつお伺いをしたい、こう思ひます。

まず、文部省主体にお伺いするわけでありまして、社団法人全国公民館連合会という団体が、文部省の所管であると思ひますけれども、この団体に対して補助金が出ておるのかどうか、まずこれを最初に伺ひます。

○政府委員(齊藤尚夫君) 出ております。

○井上計君 六十年度あるいは六十一年度金額は幾ら出ておりますか。六十一年度は幾ら予定になっておりますか。

○政府委員(齊藤尚夫君) 全国公民館連合会

国大会に要する経費として二百三十九万九千円、海外事情調査といたしまして二百三十一万一千円、合計四百七十七万、二分の一の一定額補助ということで補助をいたしております。

○井上計君 それは六十年度、六十一年度の予算はどうなっていますか。

○政府委員(齊藤尚夫君) 社会教育関係団体に対する補助金につきましては一括計上いたしております。その配分の仕方は社会教育審議会の議を経て配分することとございまして、本年度はまだ決まっております。

○井上計君 金額はわずかでありますが、いずれにせよ補助が出ておることとあります。

ところが、地方自治体が不当、不合理な押しつけということで大変長年困つておるといふふうないろんな苦情が出ておるわけでありまして、その中にありますけれども、このようないわば上部団体が負担金を強制割り当てをしておる、こういうケースがあるんです。これは今お話しした公民館連合会だけではありません。相当いろんな団体がある、これをどうやっておるといふことであります。まずその公民館連合会の規程の中に、公民館振興事業分担金に関する規程というのがあります。この第二條に「全公連は都道府県公民館連合会に対し、国庫から市町村に交付される公民館施設整備費補助金の、百分の〇・五パーセントに当る額を、事業分担金として割当て、補助金交付の内定と同時に市町村別の補助金内訳を付して通知するものとする」という規定があるんですね。実際にはどうも〇・五％じゃなくて一％取つていられるやうであります。これについて文部大臣あるいは自治大臣関係いたしますけれども、あるいは大蔵大臣も御承知であるかどうか、御承知であるかどうか、これについてちょっとお伺ひしたいんです。

○政府委員(齊藤尚夫君) 先生御指摘の公民館におきまして振興事業分担金に関する規程、これは団体によりまして昭和五十八年度限りで廃止をされ

場合と地方公共団体が指定する場合、もちろん地方公共団体の指定についても文化庁長官の云々がありまされども、この場合、地方公共団体が指定したものであるとやはり国の指定と同じような後の扱い等々をされておるかと思いますが、それはいかがですか。

○政府委員(加戸守行君) 史跡につきましては、国指定のもの、都道府県指定のもの、あるいは市町村指定のものとの三段階ございます。そして国が指定したものに付しましては、現状変更等の許可は文化庁長官が与える、あるいは例えは史跡の買上げ等に対しまして補助金を交付する等の諸般の措置で対応しておるわけでございます。市町村段階あるいは都道府県段階のものにつきましては、それぞれ市町村あるいは都道府県段階におきまして許可権限あるいは財政措置等が講ぜられるということになっております。

○井上計君 その地方自治団体の指定したものの、その買上げ等については国の補助は全くないわけですか。

○政府委員(加戸守行君) 地方公共団体指定の分につきましては、国の補助金は支出しておりません。

○井上計君 両方あるということがわかりました。

そこで、さらにお聞きいたしますけれども、五十七条の五によって届け出があつて指定した場合に、現状を変更することとなるような行為の停止または禁止、ただしその期間は三ヶ月を超えることはできない。それからその次に五十七条の五第五項で、この三ヶ月の間に調査が完了しないときには期間をさらに延長する、ただし第二項の三ヶ月と通算して六ヶ月を超えることはできないと、こうなつておるわけですが、この場合六ヶ月を超えたものについてはどういふ方法がとられておるんですか。

○政府委員(加戸守行君) ただいま先生御質問がございました、六ヶ月を超えた事例は現実に存在しておりません。

○井上計君 ちょっとここでは実際のなにを、はつきりとしたものを申し上げることは差し控えますけれども、特に最近非常に多いですね、こういうふうな埋蔵文化財の史跡指定。滋賀県、京都府あるいは奈良県等々は従来からありますが、それ以外のやつがどんどんふえておる。さらに各いんな地域で相当ふえておるわけですね。これによって土地所有者等が大変な迷惑をいたしますか、困つておるといふ事象があるわけですか。

ある地域であります、私がもう大分、数年前から陳情を受けておりますけれども、全く知らない間に指定を受けた、これは本人のミスであります。要するにいろいろな周知の方法があつたそうですが、そこに居住してないものですか、全く知らなかつたということでありまされども、指定をされたためにどうにもならない。ところが、埋蔵物があるといつても実際どこにあるのか、一向にその後全くそのようなものが発掘調査されたという例がない。宅地でありまされども、依然として現状維持、変更ができない。県の方に再三三問い合はせても、それは国のものであるからという事で全く県が何とも取り上げてくれない、こういうふうなケースが寄せられておるんですが、そういうふうなケースが実際にあるんじゃないでしょうか、どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 一般的に、埋蔵文化財がどのような地域にあるのかという調査を行いまして、いわゆる周知の埋蔵文化財包蔵地につきましては、遺跡地図等によりましてこのあたりにはこういった埋蔵文化財があるというようにすることは、一般住民に周知できるような体制はとつておるわけでございます。

○井上計君 今申し上げたように、現実にはそういう例があるんですけれども、今六ヶ月以上というふうな現状維持の禁止をする例はないということでしたが、しかし実際にはあるんですね。そういうことについてどうですか、こういうお尋ねなんです。

○政府委員(加戸守行君) 先ほどお答え申し上げ

ましたように、六ヶ月以上というふうな例はございませんが、現実にはそういった埋蔵文化財等が出てまいります。あるいはそういったところの調査をお願いするわけでございますが、現実には発掘の調査に相当の時間がかかる。したがって、例えば六ヶ月を超えるような事例もあり得るわけでございます。それは一種の指示等に基づきまして調査を行っているその期間が延びるということによって、開発側に御迷惑をかけているような事例ではないかと思ひます。

○井上計君 くだいようですが、先ほどの答弁は六ヶ月を超えておるものはないということでしたが、実際には調査等によって六ヶ月を超えておるものがあるということですね。そうすると、六ヶ月を超えて何年かということが現実にあるんだが、これはどうですか。

○政府委員(加戸守行君) 先生が引用なさいました文化財保護法の規定は、そこに新たな遺跡が発見された場合の対応措置でございます。それに基つて六ヶ月を超えたような事例はないというところをお答え申し上げました。具体的にいろいろトラブル等があると思ひますのは、発掘の調査をお願いするわけでございまして、発掘のために時間がかかっている、そのことによって開発がおくれる、そういったようなことでいろいろ問題があり得るという事例でございまして、その文化財保護法の規定に基づいた工事の中止命令によるものではないと理解いたしております。

○井上計君 ちょっともう一度、文化財保護法による工事の中止命令ではないということですが、じゃ、何によって発掘調査をやります、その発掘調査についての規定はありますか、要するに私有物に對して事実上の現状維持の禁止命令がやはりあるわけでしょう。それが三年も五年も七年もそういう状況でずっと置いておるということは、それはどういふような根拠でそういうことがなされておるんですか。

○政府委員(加戸守行君) 発掘調査の根拠規定は、文化財保護法の五十七条の二という規定でございまして、それは周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合の規定でございます。その場合には、第二項によりまして、文化庁長官が発掘に關し必要な事項を指示することができ、この指示に基づいて具体的な発掘が行われる場合に長引くケースがあり得る、そういう意味でのトラブルではないかと思ひます。

○井上計君 どうもお答えが、繰り返すようですが、だからこれは三ヶ月という規定があるでしょう。これがなお三ヶ月で済まない場合には第五項で、引き続き延長できるけれども、しかし通算して六ヶ月を超えることはできない、こうなつておるわけでしょう。

ところが、今のお答えでは、発掘調査の依頼をする、発掘調査がおくれている例があるということですが、その六ヶ月をさらに超えても全くもつてどうなるのか、発掘されるのかあるいは解除されるのかということが全く決まらぬというのは何を根拠にしてされておるのかというお尋ねなんです。

○政府委員(加戸守行君) 先ほどから先生御質問なさつて三ヶ月、六ヶ月につきましては、五十七条の五の規定によりまして、そこで工事を行つておるときに新たに、つまり遺跡がないと思はれておるときに新たに遺跡が発見された場合に關します規定でございまして、その場合には工事中止命令を出すということでございます。その場合の三ヶ月という根拠規定でございます。

それで、一般的な今私ども申し上げました事例は、埋蔵文化財があるという周知の地域について工事を行おうとするときには発掘調査をしてくださいという指示を出すケースがあるわけでございます。その場合に発掘をしていく期間、もちろん工事と同時に並行いたしましたけれども、規模あるいは内容等によりまして、実質的に発掘調査に何ヶ月とかかる例があるわけでございます。それは三ヶ月という制限規定ではなくて、まさに必要な調査をお願いしているわけでございます。調査の内容によつては調査の結果長引くとい

う事例があり得るということでございます。

○井上計君 私が頭が鈍いせい、どうもよくわからないうえに、一つ例を引用して言います。

昭和四十四年のある地域、これは地名は言うのよしませう。約五百坪を会社の寮として買ったわけですね。買ったときには既にその付近一帯は埋蔵物があるというふうな遺跡指定という形になされておったそうですが、買った会社は全く知らなかった。これは会社の怠慢でやむを得ぬ、こう思います。そこで宅地造成をして、そこに寮を建てようと思つたらストップがかかった。現在既に十何年、約二十年近くなるわけですね。県の方に再三問い合わせをしても、それは国のものであります、国に買い上げの予算がありませんからだめですと、こういうことでずっと今まででいてるわけですよ。だから買い上げをするとしても、安くしか買い上げしてもらえせんよと。どうしてかと聞いたら、買ったのは宅地ですが、その付近は山林指定になっておるから山林の価格でしか買い上げしないと言ふから、実際に購入した金額の何分の一である。だから仕方がないから泣き寝入りで今までおつぱり出しておる。時々見に行つても草ぼうぼうであつて、全く付近一帯はそのような調査をしてゐる形跡もないし、何も手がつてない。一体どうすればいいんだろかという実は問ひ合わせがあるわけですが、それを実はお聞きしてゐるんですが、今のお答えでは全くわからないんですね。

だから、発掘等があつて工事をすれば三カ月、三カ月で六カ月だが、しかしそれらのものが出るかどうかかわからなければ全然関係ないと、こういうふうに理解してもいいんですか。

○政府委員(加戸守行君) 私の説明が不明瞭で申しわけございませんが、整理して申し上げますと、いわゆる何もなしと思つていたところに工事をしている遺跡が発見されたという届け出があつた場合には三カ月、三カ月という規定が適用される。それ以外の埋蔵文化財包蔵地と言われているものについては調査をしてくださいというお願

い、それは期間は別に区切つておりません。そういった違いがございます。

そこで、今の先生の御質問の趣旨でございますが、国が指定した史跡につきましてもは公有化を進めておりまして買い上げを促進していただき、それに對して緊急性を要するものから文化庁では補助金を交付して購入を促進しているわけでございます。どうもただいまの先生の具体的な事例はお話の様子からしますと、史跡ではなくて、いわゆる周知の埋蔵文化財包蔵地ではなからうかという感じがいたします。

これにつきましても、買い上げ促進とかあるいは買い上げに対する補助という制度は適用されないものでございまして、そこでもし開発しようとするのであれば内容によつて発掘調査をお願いすることであり得ても、現在国が補助金を出して買い上げを進めるような地域ではないのではないかと、ううまいにどうも想像いたしております。

○井上計君 大分理解ができました。

そこで、じゃ、もう一つ伺います。そうすると発掘調査をしてくださいというものは、そういうふうなケースの場合にはだれに言うんですか。だれに依頼するんですか。その土地所有者ですか。それによつて、開発事業者に対して指示をするわけでございます。

○政府委員(加戸守行君) 発掘調査をお願いいたしますのは、開発事業者に対して指示をするわけでございます。

○井上計君 私は、もうやめますけれども、全く理解できない。だから土地を所有している者に発掘調査をしない、しかし発掘調査を本人がしなければ実はどうするかという問題がありますね。ところがそれらの場合に、先ほど買い上げすることとあり得るということですが、これは補助金の問題と若干違ひますけれども、余りにも広範囲に網をかけ過ぎておる、そういうふうな指定の場合、何でもかんでもとにかく文化財、埋蔵物がある、そういうふうな遺跡の何と云いますか、そういうふうな可能性があるとすると、やたらに網をかけ過ぎておるといふ批判や不満が相当あるわけですから、もっとそれらについて、これは補

助金の問題と違ひますが、やはり民間の活力あるいは宅地開発というふうな面から見ても、かなり慎重に検討していただく必要があるのではなからうかというふうな考えです。

もう一つは、指定の方法等々ありますけれども、文化財保護法について第二項の命令によつて「損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する」という明らかな条文があるわけですが、これらについても文部省、もつとお考えをいただく必要があるのではなからうか、このように考えまして、たまたませっかくの機会でありましたからこれを取り上げてお尋ねしたというところであります。もつと詳しいまた私資料を取り寄せて直接文化庁との間で詰めます。詰めますけれども、これに類することが他にあるように聞いておりますから、あえてひとつ文部大臣にお聞き取りをいただいたということであるわけでありす。質問を終わります。

○下村泰君 今回の補助金、もろもろカットというふうな問題に直面しておるわけでございますけれども、その補助率問題の中で引き上がったものもあるんですね。厚生省関係ですが、デイサービス事業というのがあるんです。この具体的な内容について伺ひをますいたします。

○政府委員(小島弘伸君) デイサービス事業につきましては、障害者関係と老人関係とあります。内容は大体似たものでございまして、在宅の老人や障害者の方々の福祉の拠点としていろいろな事業活動をしようとする。

中身といたしましては、一つはいろいろな御相談に應ずる、それから老人の方々なにかについて入浴サービスをしたり、あるいはリハビリをしたり、それから生きがい対策としていろいろな創作活動をやっていただくというふうな中身のものになっております。またそれを拠点として、ホームヘルパーの派遣事業を行うというふうな事業も考へております。

○下村泰君 そこで、先般もここで総理のお答えの中にあつたんですけれども、よく研究して、国

として何ができるか考えさせていただきたい、こういうふうなお答えだったんです。それから後で厚生省の方々に打ち合わせに行かれますというふうなお言葉で、厚生省の方々とまたお話をさせていただきまして。

ところで、お互いにかい知恵があればそれを出し合つて、そういう例えは小規模作業所、こういう方たちのことについても面見しようじゃないかというふうな、大変和やかな雰囲気になつたんですが、ここでこれは私の提案なんですけれども、そういった関係者の方々といろいろ話し合つた結果、このデイサービスというのを小規模作業所とらうとドッキングできないものなんだらうか。つまり授産施設を核としまして、そういう小規模作業所が支店的な扱い、出張所みたいな扱い、いわゆるボランティアシステムというふうなことを考へて、そしてこの小規模作業所とドッキングさせてみる。その際に、五人以上とかあるいは職員の配置などの規定は、これはあつても当たり前だと思ふんです。何とかしてデイサービスと施設をうまくドッキングできないものなんだらうか、こういうふうなことを考へてみたんですが、いかがでしょう。

○政府委員(小島弘伸君) お考えのところは一つの方法論だろと思つております。ただ、すべてのものがそのボランティアシステムのようなことで考えられるか、あるいはボランティアというものが成立するかどうか、その辺は十分詰めていただきたいと思ひますが、デイサービスの中身として創作活動、軽作業もあるわけでございますので、できるだけ物理的、人的設備を活用できるように方向で検討はしてみたいと思ひます。

○下村泰君 これはもう今すぐやれるという問題でもありませんし、すぐやってくれども私は極端な御要望はいたしませんけれども、例えば研究会をつくるとか、何か専門家たちの会議をつくつてみるとか、何かそういう方法で、極端な言い方すれば、年内にそんなお集まりをしていただくとか、あるいは来年度にでもそういう形のものができ得

ものかどうなのか、その辺の予測はいかがでしようかね、まことに急なことなんですけれども。
○政府委員(小島弘伸君) 現在、福祉関係施設の全体系をもう一度有機的な連携をとれぬかというようなことについて、全体を今検討するという形で関係審議会の方にもお集まり願って、そういう場を設けております。ですが、ただいままでという期間の設定は無理な問題がありますが、その一つの重要な課題として検討してまいりたいと思います。

○下村泰君 今の話をお聞きになっていて、厚生大臣のひとつお考えを聞かせてください。

○国務大臣(今井勇君) うちの局長が答弁を申し上げたとおりでございます。確かに考えとしては私、何かデイサービス事業の一部として活用する道があるんじゃないかなと、こう思うんです。はいわかりました、すぐやりましょうと言うにはちょっと時間が要るものがございますから、これは検討させていただきたいと思えます。ひとつでさるだけ先生のお気持ちに反映できそうですような道があるかないか、ひとつ実態をよく把握してみたいと思っておりますので、しばらくお待ち願いたいと思えます。

○下村泰君 心強いような心細いようなお答えでしたけれども、しかし小規模作業所の方たちにとっては今の局長、それから大臣のお答えがどのくらい明るく与えられるのか、これは局長、大臣では想像のつかないほど今のお答えというのは明るいんですよね、小規模作業所で今現在やっている方々にできるだけ失望を与えないように、何とかひとついい方向へ向かっていただきたいと思います。

それから、文部大臣に伺いますけれども、この間も大臣には、もう先般の大臣のときにもいろいろお願いした筋がございますけれども、養護学校なんです。これは後ほどちょっと御説明しますけれども、そういう障害者を抱えているお母さん方が、中には自分のお子さんがそういう養護学

校で義務教育をされる、させていたただけるといことを知らない方もいらっしゃるんです、僕はびっくりしました。そして通知をいただいて、ああ、このハンディをよつたうちの子供たちにも義務教育があるのかということ、改めて知って驚いているお母様方もいらっしゃると思います。そして国の施策に対して、日本という国はこういうことまで面倒見てくれているんだと改めて驚いていられるお母様方もいらっしゃると思います。そうかと思うと、そういうことを盾にとつて、またいろいろと政府に食いついていられる方もいらっしゃると思いますけれども。

そのお母様方のお話によりまして、これは新宿区の方々なんですけれども、もうパンクしそうなんだそうです、養護学校が。つまり今まで知らなかった、知らなかったのが知らされた、知らされたから喜んでその学校へ行くということになりますと、急激に今ふえてきているんだそうです。パンク状態になって、これからのみんなふえるであろうと、こういう予測がされているんですけれども、いかがなんでしょうか、増設その他、いろいろ施設についてのお考えはあるんでしょうか。

○国務大臣(海部俊樹君) 突然の御質問でございます。またしたの意を尽くさないかもしれませんが、全体の方向としては、先生御指摘のように昭和五十四年度に義務化をいたしましてできる限りの整備充実をしておるところでございます。

そこで現在、調査しましたら、希望者の方がおいでになったら全部お入れするように努力をしております、ほとんどお入れはしておるけれども、基準面積に達しないところが多くて、計画して、あるべき整備の姿と申しますか、そこからいくとまだ三二%ほど未達成の基準面積がある、現在です。ですから、今年度も予算をとりまして養護学校の整備充実を図っておりますけれども、これから三二%ほどまだ基準面積の足りないところがあるというんですから、全面的にこれは一〇〇%きちっとできるように努力を続けていかなければ

ならない、養護学校教育の充実を文字どおり図っていかねばならぬ、このように心得て対処していただきたいと思っております。

○下村泰君 この件につきましては総理の発言もありませんので、去る日にテレビで総理が発言した言葉があるんです。それもまた総理が出席のときに引用させていただいてもっと詳しくやりますけれども、実は二十日の日曜日に新宿区の障害者の方たちを御招待しました、私どもの運動してあります「あゆみの箱」で。そして欧風列車というのに乗せていただきました。なかなかよくできています。乗ったことがありますが、大蔵大臣。あれ一度お乗りになってみるというですよ。オリエント急行みたいな式になりまして、そして今までの向かい合いのぎゅうぎゅう詰めの列車でなくて個室になっておる。大体一車両で四室ぐらいあります、大変すばらしい。ブルートレインを改造したんだそうですが、前後にサロンのカーがつけられて、そしてそれに身体障害者の方を御招待して、大月で降りまして、大月から河口湖へ参りまして、それから甲府から帰ってきたんです。そのときに新宿区のお母さん方からそういうお話があったわけなんです。

ところが、その中に子供さんでいろんな症状を持っていた子供さんがいます。ダブルカウントとかスリーカウントみたいな方がいらつしやる。たまたまお母さんが重そうに抱いていらつしやるお子さんを私がかわりに抱いて、いろいろ遊んでおったんですけれども、顔だちはちょっと子供じゃないんです。伺ったら、子供でも赤ん坊じゃないんです、九歳なんだそうです。背丈がちょうどこのくらいなものです。そして手を支えてやれば歩ける。ところが言葉はしゃべれないんです。ただ、ちょっと奇声を発しまして、指をさしてあっちへ行け、こっちへ行けと指示を与えるんです。

この子のお母さんが言うには、養護学校でも状態が状態に入れない。お医者さんに聞きますと、この子は精薄の方にも行くし、それから身体障害者の方にも行く。そのほかにもしそういう症状があるとすればこちらにも入ってしまう。どこにも受け付けられない。このお子さんが例えば養護学校の方へ行きますと、いやこれは精薄扱いだ、うちの方はこういうのはだめなんだ、身体障害の方に行けと。で、身体障害の方に行くと、いやこれは精薄の方へ行ってくれと。こんなような状態で、なかなか行き先が決まらないんだそうです、学校自体が。こういうお子さん、ほかにもたくさんいらっしゃるわけなんです、そのときのお母さんの集まりで聞いてみると。

そういう状態なものですから、せっかく養護学校というものを今、海部大臣がおっしゃったように熱心にあと三十何%を埋めるとしても、つまり出先の現場のそういうような状態ですとこの施策は何も生きてこない。つまり血道が通わないということになるわけです。結果的には、このこととて、私は心配なんです。そういうことに対して、果たして文部省としてはどういうような御指示を与えられるのか、一言だけ聞かせておいてください。

○国務大臣(海部俊樹君) 私も養護学校の現場を視察させていただいて、今おっしゃるような状況の子供さんをそれこそ手をとり足をとって先生が指導していらつしやる。本場に頭の下がる思いで、教育にはこういう尊い現場もあるのかと身につきまされて見えてきて、私も励まして帰ってきたんですが、なるべくそういう児童生徒の障害の状況に応じ、どこへ行つて学んでいただきたらその児童生徒のために一番ふさわしいかということ、は、教育委員会が、たしか進学何とか委員会といいました。すなわち、進学決定委員会というんですか、そういうものにきちっと各界のお医者さんとか精神科医の人も入って、どこへ持つていったら一番ふさわしいかということで決めて御推薦をしておると私は承っておりますので、そういうことをがより適切に行われるようにこれからも指導をしていかなきゃならぬ、こう心得ます。

○下村泰君 私の持ち時間は五時までいいです
ね。

今度は労働省の方にお伺いしますけれども、労働大臣いらっしやらないですね。労働大臣はいなくても大丈夫です。職業安定局長、精神者の雇用率、またこの問題についてお伺いしますけれども、何か精神者に対する動きがあるような模様にちよつと承つておるんですけれども、どういふうになつていまいしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

予算委員会とそれから御答弁申し上げておりますように、精神薄弱者に対しては雇用率制度の適用につきましては、現在身体障害者雇用審議会の場において御検討いただいております。この身体障害者雇用審議会の中に小委員会を設けて、その前に先生御指摘になったいろいろ報告があったわけでございますが、それらをもとにしながら昨年の九月十七日から毎月一回のペースで進めさせていたところであります。六月ないし七月に身体障害者雇用審議会に対してこの小委員会の結論を出していただくように、さらに本場の審議会へ上げるわけでございますが、鋭意検討の内容を詰めていただいておりますので、そういうことで御了承いただきたいと思います。

○下村泰君 多少裏の方をもうお聞きしてありますので、今無理にここで内情をどうのこうのと申し上げませんけれども、よろしくお願ひします。

それから、労働省に伺いますけれども、八王子に「新しいまい」っていう会社がありまして、この会社が閉鎖しました。そして閉鎖になった理由その他はよくよくここで申し上げませんけれども、この「新しいまい」という会社が倒産して、その後どうなっているかというようなことはお調べになったことがございまいしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

昨年の十一月二十二日の読売新聞に掲載されていた件だと思ひます。「詐欺に泣く身障社員」ということで、これは昨年の二月に事業所が閉鎖されました。精神薄弱者十八名を含む従業員二十七名

が離職したわけでございますが、雇用保険を受給しております。さらに現在精神薄弱者十八名中、職場適応訓練受講中の者が八名を含めまして十二名が再就職をいたしております。一人は企業において実習中でございまして、一名は施設に入所中、それから一名は施設に入所希望、一名は入院中ということでございまして、あと三名残るわけでございますが、公共職業安定所によりまして現在職場を探しているという状況でございます。

○下村泰君 実は、職業安定局長も内情をお調べ

になつておわりのことと思ひますけれども、この従業員の大多数がいわゆる精神薄弱者なんです。この精神薄弱者の方たちがここで採用されたとして、ウズラを育てている間なかなか時間がかかったそうです。ところが、ウズラを飼うことによってこれが赤字経営ならともかくも、精神薄弱者の方が主力となつて作業をしてこの「新しいまい」っていうのが黒字経営になった。その黒字経営になった会社が、いかげんな経営の仕方からして倒産をしたというならともかくも、これは詐欺にひつかつたんです。詐欺にひつかつたがためにこの方たちが職を失つて路頭に迷つた。かといつて、こういう方たちはすぐに転職してどこかの職場にも合うという体質の方たちじゃないわけですね。ですから、ほかの職業につくとなればまた何年か訓練を受けなければならぬし、受けたからといって即その仕事ができるわけじゃないという方たちなんです。

ですから、これはもう安定局長にお願ひしておくんですけれども、行政として何かバックアップできないか。これから何か手を打つてこの会社が経営ができないか。それから、できるようなことならどうしたらいいのだからかというようなことを考へていただけるのかどうか、それだけお願ひして私は終わりたいと思ひます。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

確かに先生おっしゃる通りに、取り込み詐欺に遭つて非常に気の毒な状態であるわけでございますが、そのほかウズラが非常に温度が高いところ

で死亡するとかいろいろな経営の問題もあつたようでございます。しかし現在の我々の持つております手段では、この企業そのものを再建するといふのはなかなか難しい問題でございます。そこらに働いておられた精神薄弱者の方々を何とか再就職させていきたいということで努力いたしている状況でございます。

○下村泰君 終わります。

○委員長(嶋崎均君) この際、暫時休憩いたします。

午後五時一分休憩

午後五時六分開会

○委員長(嶋崎均君) ただいまから補助金等に関する特別委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○磯山篤君 最初に日銀総裁に伺ひますが、きょうの為替相場まことに異常であります。何か新聞報道によりますと、この円高についてはレーガン大統領も支持をしているというふうな報道がなされていられる非常に憂慮すべき状況にあると思ふんです。

そこで、この急激な円高・ドル安の背景、原因といふものについて見解を伺ひたいと思ひます。

○参考人(遠田智君) お答え申し上げます。

円相場は三月から四月の前半まではおおむね百七十八円から百八十円というふうな範囲で比較的小幅に変動がとどまっていたわけですが、しかしながら、先週末ごろから市場に一段と円高・ドル安機運が高まりまして、本日は御指摘のようにより一時的に百六十八円台、終り値は百六十九円三十五銭というふうなところまで円高が進みました。この間、ドイツ・マルクなど欧州通貨もドルに対して上昇を見ておりまして、これもかなり顕著な上昇でございます。ここ数日の為替相場の動きは、円高というよりはむしろ全面的なドル安と

いうような商状でございます。

背景といたしましては、先週発表された米国の鉱工業生産などの経済指標が総じて先行きはともかくとして足元の景気の弱さというものを示すようなものであつたことや、これに伴つて米国の金利の先安感、これが一段と強まったこと等があると思ひます。また円との関係、円高との関係につきましては、欧米の一部においてなほ一層の円高を求める、そういう雰囲気があるといふと伝えられる、そういうふうなことから為替市場の円高・ドル安センチメントを強める結果になつていると、こういうふうなふうに思われるわけでありまして、基調としての円高は、対外不均衡は正のためにこれは望ましいことである、こういうふうな考え

るわけでありまして、このところの動き、殊に先週末からの動きというのはかなり思惑も絡んだ非常に急速な動きである、これはぜひ安定することと望ましいわけでありまして、そういう意味で私も非常に注意深く対応している次第でございます。

○磯山篤君 先ほども申し上げましたが、レーガン大統領が円が高くなることを支持しているというふうな情報があるわけですが、日銀と米国の連邦準備制度理事会とはいつも御連絡があると思ふんですが、この点についての見解はいかがでしよう。

○参考人(遠田智君) 日本銀行は、これは前からそうでございますが、とりわけ昨年九月のワシントンにおけるG5の会議以来、米国はもちろんでございますが、それ以外主要国の通貨当局と為替市場の動きについて密接に常情情報の交換をいたしております。そしてお互いにそれに対する対応というふうなことも話し合ひ、市場の動きを見守りつつ連絡をとっている、こういう次第でございます。

米国の通貨当局におきましては、ドルの急落というふうなことに對しては、これに對しては非常に深刻な警戒心を持つておりますが、現在のドルの状況というものはまだそういうものでは全くな

い、こういうような考え方でございます。しかし、かなりドル高の修正というものは進んでいる、こういう点については認識を同じくしているものでございます。

○磯山篤君 昨年の夏以来国会では、ドルが高過ぎるあるいはアメリカの金利が高過ぎる、こういう問題を指摘をして議論してきたわけですが、急にドルが安くなり円が高くなった。そこで総裁は、注意深く見守りたい、こう言っているわけですが、この百六十何円というのは客観的に言えば異常な状況だと思ふんです。したがって単に見守るというだけでは能くない話でありまして、何らかの介入が必要であらう、こういうふうに考えますが、その点いかがですか。

○参考人(金田智君) 先ほどは一般的に注意深く見守るというふうな表現を用いましたが、もちろん単に手をこまねいて見守っているわけではございません。私もいたしまして、できるだけ手を尽くすという意味においては努力をいたしておるものでございます。

○磯山篤君 仮の話でありますけれども、百六十円あるいは百五十円台というふうな水準で安定をするというふうな予想もないわけではないんですけれども、そういう場合に日本経済あるいは国民生活に与える影響について、総裁はどういうふうに分析をされておられますか。

○参考人(金田智君) 昨年の秋以来の円高のテンポがかなり急速でありましただけに、輸出関連産業にあっては採算の悪化とかあるいは受注の減少等、影響が既に生じているというところは私も十分承知をいたしております。またまた本日、日本銀行におきましては支店長会議を開催しているところでありまして、各地の支店長からもそういった報告が多く聞かれていますところでございます。こうした状況にかんがみまして、今後さらに急激な、水準自体の問題というよりも急激に円高が進むという点と自体が対応を非常に難しくする、こういう面がございますので、当面のところは何よりも安定が望ましい、こういうふうに考え

るわけでございます。

こういう状況にかんがみまして、政府におかれましては先般総合経済対策の一環として種々措置を講ぜられておられるところでございますが、私もいたしまして、本年に入りましてからこのたびの公定歩合の引き下げを含めまして三度にわたる公定歩合の引き下げを図り、これによる内需の拡大を促すというふうなことを期待をしている次第でございます。

○磯山篤君 世間では、三回行った公定歩合の引き下げについて評価もしているわけですが、こういう状況になれば第四次も準備をされるのではないかと、こういう観測を下しているわけですが、その点の感想はいかがでしようか。

○参考人(金田智君) ただいまの御質問でございますが、第三次の公定歩合の引き下げはようやく先週土曜日に決めたばかりのところでございます。これに伴う諸措置、例えば預貯金金利の引き下げ等は五月の十九日でございますか、それからというところになるわけでございます。今の時点においては、第四次というふうなことは全く念頭にないところでございます。

○磯山篤君 公定歩合が下がり、それに連動して金利も低下をしているわけですが、そこで最近の指標を見ますと、株式だとか証券の方かなり移動をしている傾向が強いわけでありまして、それからまた土地の価格の問題につきましては、目下は都市部にやや高騰の気配があるわけですが、投機的なことも予想がされるわけですが、それから長期資本の流出が、最近公表されました数字を合計をいたしましても、最近では約七百五十億ドル前後ではないかなというふうな数字の上では見えるわけでありまして、非常に低金利という問題がいろいろ分野で影響を与えているわけですが、

そこで、まずこの株式とか証券に非常に寄っているという傾向について、国民的な立場からいえば結構な話ではありますけれども、最後のツケがもう一度国民のところに負担がかかるという心配をするわけですが、その点いかがでしようか。

○参考人(金田智君) 御指摘のように、株価やあるいは債券の市況かなり上昇を見るわけでございます。また土地につきましても、都心部の中心に大幅な上昇を見ているというふうな状態でございます。この過剰流動性の兆しというふうな見方も一部にございますが、しかし株式や債券市況の上昇は、基本的には原油価格の下落とこれに伴う世界的な金利低下を反映したものであると思っております。また都心部の地価の上昇も、情報化社会といった社会の進展といったことに伴うビルの需給の逼迫という実態面、この事情が背景にあるものと思ひます。したがって、こうした現象が金融緩和を直接の原因としているものではないと、かように考えるものでございます。

全般的な物価動向という点から見ますと、現在消費者物価も前年度に比べて一割台の上昇、卸売物価に至りましては前年に比べて、輸入物価の下落もありまして八割台も下がっている、こういう状況でございます。極めて安定した動きを示しております。円高や原油の値下がりというふうなことから見ても、当面こうした基調が崩れるということとは全く予想しがたい、こう考えております。

したがって、現状が過剰流動性あるいはそれに伴うインフレの懸念といったような状態にあることは見ておりませんが、金融が既に十分緩和した状態にあることは、これはまた事実でございます。加えて、金利水準も今回の公定歩合引き下げにより非常に低いところまで低下をしているというところでもありますので、今後の動向、金融緩和下における今後の動向については十分な注意を払ってまいりたい、かように考えております。

○磯山篤君 総裁はどうぞ退席されて結構です。

○委員長(嶋崎均君) どうぞ退席してください。

○磯山篤君 さて、そこで総理に何うわけですが、先日首脳会談では為替の問題について率直な議論をされたかどうか、あるいは日本が持っているおそれ懸念についてレーガン大統領とどういう話をされたのか、その点をまず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 首脳会談の席上におきまして率直な話をいたしました。

為替につきましては、昨年の九月二十二日のG5以来顕著に変化があった、これは好ましい方向の変化であった。しかしその後のいろいろな変化等も見えてくるという、最近の動向については変動が激しい、むしろ為替については望ましいことは安定性である、そういうことを私は強く強調したのでございます。

○磯山篤君 その際のレーガン大統領なりあるいはアメリカの財政、金融関係の責任者の御意見はいかがだったのですか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 私は、昨年の秋以来世界経済全般の動向として二つのことが顕著に出てきている。今度のサミットにおいてもその点は特に積極的に考えていきたい。一つは政策協調という問題です。もう一つは構造改革である。政策協調の問題については、G5以降いろいろな点のいい結果も出てきておると思う。構造改革については、アメリカ内部においても膨大な財政赤字をなくすためにグラム・ラッドマン法という法律まで出てきて構造改革に取り組んでおる。ヨーロッパも労使関係の弾力性、産業構造の調整、失業問題の解決に積極的に行っている財政政策も考えつつやっております。我々の方も内需の増大とかあるいは経済構研の研究会の報告を我々自体が今度はどういうふうな料理していくか、そういう問題で我々としては今検討を始めようとしておる。こういうわけで、積極的な構造改革及び政策調整が世界的に進んできたということは、世界に明るさをもたらし、この延長線ですらに進めていきたいと思つておる。

そういうことを言ひまして、そして通貨の問題につきましてもできるだけ経済の基調に合うようになり、言いかえればファンダメンタルズにそれが反映されるような形が長期安定で望ましいやり方である。最近の情勢を見るといって日本の円・ドルの関係というものは我々の側から見るといって急

激過ぎる、自分はそう思う。それで、こういう急激な変化というよりも長期安定をもたらすという方向に自分たちは努力していきたい。そういうことを強調したのでありますが、レーガン大統領の返事はそのときはありませんでした。

○鶴山篤君 外務大臣は首脳会議にも出られて、さらにパリにも向かわれたわけですが、外務大臣の立場からこの急激な為替相場の変化という問題についてはどういう注文をされてきたんですか。あるいはパリの会議では、閣僚理事会ですか、どういう考え方を日本政府として代表して述べられたのか、その点いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 日米首脳会議では、今総理がお述べになったような基本的な姿勢で対応してまいりました。私自身もシェルトン長官との話し合いの中で、為替の急激な変化というのは日米経済だけじゃなくて世界経済にも悪い影響を与えるおそれがあると。G5によるところの円高基調というものは非常にいい方向に進んでおったけれども、しかしこれがさらにまた急激に変化するというのはむしろ経済を悪化させるということで安定性が重大だということを主張した次第でございます。

また、OECDの閣僚会議におきましては、去年はどちらかといいますと日本がいわばターゲットにされて、日本の黒字問題に對して非正常な攻撃が集中したということでありまして、私もことしもまた日本が集中攻撃を受けるんじゃないかというふうな危惧も持って行ったわけでございますが、ことは幸いにいたしまして世界経済が好転をしたといえますか、特に先進国経済がいわゆる為替相場の調整もありましたし、また最近の原油の価格の低落、そういうものもございまして経済に明るさが出てきたということで、むしろ世界経済のこうした協調を踏まえながらマクロ的にインフレのない持続的な安定成長をさらに進めていかなきゃならぬというふうな一つの方向性が全体として打ち出されて、どこを攻撃するということじゃなくして、お互いに政策協調していくこと

と。特に、今度のOECD閣僚会議の特徴は、やはり国際的に構造政策、これをお互いに相協力しながら見直してひとつ立て直していくじゃないかという点で大いに議論が盛り上がったというのが一つの大きな特徴であったように思っております。

○鶴山篤君 まあ日銀は日銀としての介入といいますが、方法があるだろうと思うんですが、大蔵大臣としてはこの事態をどう分析をし、どういう対応を考えておるんですか。

○国務大臣(竹下登君) 分析ということにつきましては、日銀総裁からお話がありましたように、私ももおおむねドル安というのは一層の米ドル金利低下予想とそれに伴うドルの先安感、これに市場の思惑的な動きによるところが多いのではないかと、こういう種の分析というのは大体同じでございます。確かに先週後半からかなり急速にドルの全面安ということになっておるわけでございます。で、一般的に申しますと、相場が一方に行き過ぎればいずれ振り子の原理と申しますか、是正安定に向かうというところがよくあるわけでございます。すけれども、相場の動きが急に過ぎて乱高下と判断される場合には、やっぱり適時適切に介入をする考えであります。具体的に介入の有無といたしましては、事柄の性質上コメントを差し控えたいというふうに考えております。

日米首脳会議前にいわれるG10がございましたときに、ベーカー財務長官との話し合いは、お互いが安定することが好ましいということとは合意いたしておるところでございます。

○鶴山篤君 先ほども指摘をしましたけれども、けさの新聞ですか証券二十三社の中間決算の数字が発表になりました。これを見ますと、手数料につきましてはばらつきがありますが、売買の損益のところではもう軒並み大幅にもうかってる。それだけ市況が活発化したということになるだろうと思うんですが、低金利時代に入つたためにこの傾向はますます強くなると思うんですが、どちらかといいますと、数字を見ますと、株

の値段、けさの新聞を見ても、従来常識的な株価が、異常な会社で異常な値上がりが行われておたり、それから予想もしないところが値段が下がっているというふうなやや投機的な要素があると思うんですが、その点大蔵省どう見ておりますか。

○政府委員(岸田俊輔君) お答えいたします。最近の株式市況でございますけれども、御指摘のように金利の低下とか原油安、加えて世界的な株高傾向を背景にいたしまして上昇の傾向を続けておりますが、三月三十一日の株価、日経ダウでございますが、史上最高の一万五千八百五十九円というふうな状況でございます。その後上がった下がったりいたしておりまして、本日状況を見てまいりますと、本日ではダウで百四十四円下がついておるというふうな状況でございます。

私もいたしましては、市場が過熱をいたし非常に不安定な状況になることについては十分注意をしております。先ほど来二回にわたって規制をしているという状況でございます。今後とも投資家の不測の損害のないように十分監視してまいりたいというふうに考えております。

○鶴山篤君 国土庁長官、土地の価格の状況はいかがなものでしょうか。

○国務大臣(山崎平八郎君) お答えいたします。近年、地価そのものは全国的には安定しておりますけれども、東京等の都心部、商業地等におきましては非常に高い地価上昇を見ております。この東京等の都心部、商業地等の地価上昇につきましては、その理由は基本的に旺盛な事務所需要によるものと考えられます。このため事務所用地を供給するということに大いに努力を払いますとともに、投機的な土地取引等を抑制すること等によりまして地価の安定に努力いたしておるところでございます。

○鶴山篤君 先ほども指摘をしましたけれども、最近の国際収支、資本の流出の状況を調べてみますと、五十五年はともかくとして、仮に五十六年の数字で見ますと百四十九億三千四百万ドルであります。これが今日では七百億ドルを超える、こういう異常と言つては語弊がありますけれども、資本、特にこれが証券で投資をされているわけですね。貿易黒字が五百億ドルありながら、日本国内ではそういうものが十分に投資がされないで、金利が少しも高いところ、あるいは自分が設備投資をした諸外国のところにみんな金が流出をしているわけですね。まあ企業には国境がないからそういうこともあり得るという理屈もあるわけですが、現実に貿易摩擦などの議論のときには国対国という壁の問題がいつも出るわけですね。

そこで大蔵大臣、この異常な証券投資の状況についてどういうふうに分析をされておるんですか。

○国務大臣(竹下登君) 昨年九月以降円高が進む中で、米国の債券相場、これが金利低下期待から極めて堅調であるということが一つの理由となつて対外債券投資を中心に本邦の資本の流出超過が続いております。しかし、四月に入りましてから対外債券投資は、米国債券相場の高値警戒感による利食い売りの増加等から、これまでのところ処分超過となつてきております。

こうした債券投資は、今しばらく前、金利差が相当にありましたときには、為替リスクというふうなものは余り考えないで流れていったということがございました。去年の七、八月ごろでございます。で、九月に、そういう点については、これは一般論としてでございますが、総理からのいろいろ御示唆もございまして、いわゆる為替リスクというものは注意しないといふ一般的な注意を行つておりましたが、金利差が三割をはるかに超えておりますと、余り為替リスクを考えないでやる傾向が確かにございまして、今は金利差は三割でございます。

したがって、債券投資は最近においては円高によるいわゆる為替リスクを避けるための為替ヘッジを伴ったものが多くなっておりますので、キャピタルゲインねらいの対外債券投資が中心となつておる。円高によって資本流出が生じておると

いうふうには理解をしていないというのが現状でございます。したがって、去年の八月ぐらいの状況のときの資本流出とは異なる。その意味においては、いわゆる為替ヘッジを伴うということが性格的には違つてきておるといふふうに見えております。

ただ、この資本流出の問題というのは、あの当時の議論は、要するに貿易で黒字を稼いだ上にそれを今度は資本流出、向こうで言えば資本流入になるでございましょうが、それでまた利ざやを稼ぐというふうな議論もあつたわけでございましてけれども、今金融資本の自由化、国際化の時代というところからしますと、これを何らかの手法をもつて封ずることも申しますか、原則的にそうしたこととは、傾向としてはとる措置ではないではなからうかといふふうには考えておるところでございします。

○磯山篤君 その点は、また別の機会に意見を申し上げたいと思ふんですが、郵政大臣、今や郵便貯金も最低の低金利状況になってきました。

さてそこで、先ほども申し上げましたけれども、金の移動が行われているといふふうに考えられるわけですが、郵便貯金は一番安全ではあるけれども金利が安い。もっと高いものに、例えば信託であるとかあるいは国債中期ファンドであるとか、いろいろなものには、さらに株に投資をする。そういう状況があると私は見るわけですが、今の貯金の残高傾向はいかがなものでしょう。

○国務大臣(佐藤文生君) 昨年の暮れで郵貯の残高が百兆円を超したことは先生御承知のとおりでございます。こういう事態で、ことしに入りましてから公定歩合が三回下がりました、この段階で国際金融の市場の中で全般的に金利が下がつていく、それとの関係は十分考えていかなくちゃならぬ。それから国内においては市中銀行との整合性もこれは考えていかなくちゃならぬ。三番目に、内需の思い切った拡大にこれは対応していかなくちゃならない。四番目に郵貯の特性である、例えば四百六十万に及ぶ福祉年金をいただいている方

方をどのように守っていくかということ、あるいは原爆被害者の方々をどのように守っていくか、私としてはこの四点から考えまして対応をしてきたわけでございします。

○磯山篤君 総理と大蔵大臣に伺いますが、公定歩合が下がる、それに連動して金利が下がる、これは下がり方の問題はまた議論があるにしても、も現実には下がっているわけですね。ところが依然として下がらないものがあるんです。例えば住宅ローンですね。さらにはカードローン。このカードローンになりまして、これは大蔵大臣の方の所管になるかと思ひますけれども、もうほとんど従来と同じですね、一〇%を超え一三%ぐらいの幅で動いているわけですね。このローンについて言えば、金利の部分もあるでしょう、手数料の部分もあるでしょう、あるいは集金上のコストのこともあると思ひますけれども、各信販を調べてみてもあるいは銀行を調べてみても、この部分に全くとサービスがない。これは国民の消費購買力を弱めることには作用しても強めることにはならぬと思ふんです。この事態をどういふふうにごらんになって、これを下げる努力をしなければならぬと思ふんですが、その点いかがでしよう。

○政府委員(亀井敬之君) ただいま御指摘のカードローンその他の金利でございます。先生御指摘の問題、多々広い面でございますが、今回の公定歩合の引き下げに伴ひまして一般的な市中の短期金利等は低下をいたしているわけでございます。御指摘のありましたカードローン、住宅ローンでございますけれども、住宅ローンは例えば三月の三十一日に適及をいたしまして、大変低い水準に今下げております。従来、御承知のような五・五%というのを五・四に、今五・二五というふうにしておりますが、これは一方では、既に大変低い水準になっておりますこと、また一方で補給金等もかつておりますこと、そういった状況でございます。水準が低いといふことで御理解をいただければありがたいと思つております。

また、カードローンでございますけれども、これらにつきましましては、消費者金融のこれからの方向といふことで私もできるだけ指導等をいたしておりますけれども、基本的には金融機関の自主的な経営判断といふことで、それぞれいろんなコスト等もかかつてまいりますので、そういう形でやっておりますので、個別の金利のところまでを指導していくのはいかがなものか、こういうふうにご考えております。

○磯山篤君 それぞれコストがありますから、コストを割つてまでもやれとは言ひませんけれども、金利が下がってきたという事実を踏まえて、依然として一〇%を超えるような手数料、まゝめて手数料を取るようなことは、これは現在の状況から考えてみて適切ではないといふふうに思ふわけでありまして。

物品販売の関係は通産省でありまして、それからいわゆるカードローンの指導というものは大蔵大臣、これは貸金に関する法律で適用をされているわけでありまして、どちら側の責任かといふことはなかなか言ひたいと思ひますけれども、この低金利時代に即したカードローンの取り扱いをさせるようにこれは検討してもらいたいと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(亀井敬之君) 今御指摘のありましたカードローンの金利でございますが、先生おっしゃいましたようにゆるい出資法と言つておりますが、これによりまして最高金利、現在は七三%というやうな高い水準になっております。これ以上取りましますと罰則がかかるという金利でございますので、その中で、現実にはある程度それよりも少し低いやうな段階での取引が行われております。

ただ、御指摘のこれをどんどん下げるといふやうな点でございしますけれども、私も今は今、金融制度調査会の中に今後の消費者信用のあり方に関する専門委員会というのがございますので、今御指摘のような勉強、研究をいたしておるわけでございますけれども、若干その御議論を御紹介いたします。

と、金融界の気持ちといひますが、そういう中には、今の金利規制がありますが、そういう規制をむしろ外して上に、上にとやうと言葉が悪いんですが、個々の動きを少し広くするやうなことによつて消費者の信用度とかそういうものに応じたやうな消費者金融をできるだけコミーシャルベイスに乗せまして、拡大するといふたやうな面も一つの考え方ではないかといふたやうな考え方もございます。もちろん金利がどんどん上がつていといふことを申し上げるつもりでは決してございしませんけれども、こういった金利と量、そういったあらゆる面を考へて勉強をしていきたい、また実際今、専門委員会勉強をいただいております、こういうところでございします。

○磯山篤君 まことに不満であります、前に進みたいと思つております。

地方財政の問題に移りますが、いろいろ準備はしましたけれども、時間の都合がありますので、一、二の問題にとどめたいと思つております。

大蔵、自治両大臣あるいは政調会長との間に覚書が結ばれているわけですが、この三年間の暫定期間は国と地方との間の財政関係を「基本的に変更する」やうなことはしない、こういう申し合せであります。この「基本的に変更する」といふのは何を想定してこの覚書が結ばれたのかといふことが一つ懸念をされるわけですが、今回の財政措置でも、大幅な増税はしないとかいふことを言ひながらたばこ消費税の値上げを急遽やるというやうな政治の手法を見ておりますと、どこまでが信頼できるのか否か非常に疑念を持つわけでありまして。したがって、「基本的に変更する」ことがないといふこの柱ですね、輪郭は何であるのか、これは大蔵大臣と自治大臣に伺つておきたいと思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) まあ可能な限り補助率といふのは安定性があつた方がよい、したがつて三年間は基本的に変更する考えはございせん。で、なぜ「基本的」といふ言葉を使つたかといひますと、例えば、まだ税制調査会で一方税制議論

がなされておる、仮に税源配分とかいうようなことに変化が生じたら全く変えないとは言えない。それから、事務事業の見直しによって例えば一般財源化するものが出てくるかもしれない。そういうことがございますので、やっぱり基本的には変えませんが、今のものを大体三年間定着して行きます。あえて「基本的」という言葉を入れましたのは、もしそうした変化が生じた場合のこと、全くないとは言えぬわけでございますのでそのような言葉をつけたというふうに私の方では理解をしております。

○国務大臣(小沢一郎君) ただいま大蔵大臣から答弁のあったとおりであります、この覚書につきましては「いわゆる補助負担率に關して結ばれたものでございまして、私どももいたしましては、現在の財源配分の仕組みを前提といたしまして、いわゆる六十年、六十一年のような補助負担率の変更によって国と地方の財政負担の割合は変えない」ということを意味しておる、そのように解釈しております。

○磯山篤君 来年度予算の編成にも関連して農水大臣に伺いますが、いわゆる二百海里時代といいますが、これに突入をしたわけですか、過去いろいろな交渉の結果、減船を余儀なくされたりあるいは転機をするということが今日まで続いているわけですか。日米加の漁業協定あるいはこれからの日ソサケ・マス交渉というものをいろいろ考えてみますと、日本の漁業も重大な岐路に立たされていると思ふんです。まだ十分な計算はできていないと思ふんですけれども、この漁業関係の影響というのは地域の経済に重大な影響を与えます。それから漁民の生活にもこれまた大きな犠牲が強いられる。必然的に北海道を初めとして漁業基地につきましては地方財政にもいささか影響をするわけですか。そのことを考えてみますと、ことしの後半戦あるいは来年度の予算編成は非常に重要な問題を抱えるというふうに思ふわけですが、今申し上げた点について農水大臣どんなふうな見解でしょうか。

○国務大臣(羽田孜君) お答え申し上げます。

このたびの日米の關係並びに日ソ關係、これの交渉の結果、どのような被害を受けるかということについての検討は今進めている最中でありまして、特に日ソの方はまだ漁業委員会の方が継続しております。これも近日中に解決すると思ひますけれども、そうなりますとどうなるのかということ、私も実はつい先ごろ、先週末でございまして、私も、北海道釧路、根室、稚内、こういった地域を見てまいりました。

釧路、特に根室、稚内につきましては、もう根室の場合にはおよそ九〇%ぐらいが漁業関係で生活をしておる。あるいは稚内の場合も七〇%以上を超えておるということでありまして、またちよと五十二年のときにも大きな影響を受けたわけでありまして、当時は一つの青天のへきれきみたいなものであったんですけれども、今度の場合には力がだんだんなくなつてきておるところにもつてきて、またこういう状況であるということとでございまして、漁業者の皆さん方ですとか水産加工業者、こういった皆さん方に対してどういう対応をするのかということ。それから原料不足なんかもございまして、こういった原料に対してどう対応していくのかということもございまして、そういうものに対して、私どもはその状況というものをよく見きわめながら、国際規制関連経営安定資金、こういったものの発動、あるいは水産加工経営改善強化資金の融通、こういったものを、これはなるべく早い機会にやったりやっいていかなければいけないということで、来年度予算というよりは、これを今年度の中でどう対応するかということ、これを私たちは検討しなければいけないと思つております。

いずれにしても、これはどのくらい減船するのか、あるいははかに回すことができるのかというふうなこと、それから工場が休んでおつたこと、あるいは休漁して係船しておつたこと、こういったことによつて大変大きなダメージを受けておりますので、そういったものを全部見

きわめなければいけないということで、そういったものの検討は今進めているところであります。

○磯山篤君 ことしは一兆一千七百億円の総額で財源不足を生じ、たばこ消費税とそれから地方債の増発ということで便法を講じて何とかつづまを合わせたわけですが、さて来年度地方財政計画をつくるのに当たりますと、ある程度の保証がなければ地方は大変なものだと思ふんです。また自治省としても財政計画はでき上らないと思ふんです。例えば条件を同じに仮に仮定をしたとしてみても、来年も一兆一千億程度のものが不足をするわけですか。これをどう国がきちんとしてくるのかというところは、当委員会としても十分に担保しなきゃならぬと思うのですが、その点いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 地方財政計画には支障を来さないような措置はいたしますということはお約束をしておるわけでございます。

今現行の施策、制度あるいは成長率等もそのままだけに計算からいへば、今磯山さんおっしゃったようなことになるわけでございますが、今後どういうふうな成長率が期待されるか、あるいは税の自然増収、そういったものが弾性値がどういふふうになつていくかというふうなこともございまして、が、ことは確かにたばこというものは最終的にとつさに、とつさに考えたという表現は適切でございますが、たばこを来年そのままだけかということはございせん。これはまさに臨時異例の措置として一年限りの措置にしよう。たばこの税そのものは別の面、いわゆる間接税のあり方という問題で恐らく税調では議論をしていただける問題でございまして、必ずしも今たばこというものを来年も幾ばくかでも当てにしてという考え方は持っていないということでございます。

従来もいろいろな措置をしておりますが、出口ベースでマクロでは地方財政に支障がないような措置を講ずるといふことはお約束をいたしておるところでございます。ただ、私どもと自治省との

間の協議はいわゆるマクロの話になりますので、個々の地方団体に對しましては自治省の方でまた適切な措置をおとりいただけるものであらうというふうに考えております。

○磯山篤君 去年の補助金削減のときにもそうでありましたが、地方に実質的に負担をかけるようなことはいたしませんと、こう公言をされましたけれども、結果としていろいろな負担が、きのうきよう議論されておりますように地方は犠牲を負っているわけですか。あるいはそのツケが直接県民、市民にいろいろな形で回っているわけですか。

そこで、もう一度伺ひますが、地方財政計画には支障はさせないと思ふ、させませんということですが、例えばどういう方法があるんでしょうか。たばこ消費税は来年三月三十一日で切れまうか。もう財源は当てにならぬです。それからこのし地方財政を調べてみますと、借金を返す金額の方が地方債の起債よりも多くなつて、こういう事態になつておるわけですから、これまた地方債の増発というふうな安易な道はとれないだろう、こういうふうな順に詰めていくと何が財源としてあるんだろうか、そういうふうな思ふわけですが、その点いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) たばこというのは現在念頭にない。ことしの場合、例えば今回の補助率の問題がなかったとすれば、出口ベースで大体基準財政需要に見合う措置ができた。で、あつたわけでございますから、それに対しての措置を行わしていただいた。おっしゃるとおり建設地方債の発行とたばこの問題でございまして。

来年の場合、これからの推移を見てどういふふうに変化していくかわかりませんが、ただ、今まで過去に行われた措置はいろいろございまして、その分のどの手法をとりますとか言うのにはいささか今日早いではなからうか。ただ、原則的に申し上げますことは、いわゆる基準財政需要を満たすだけの地方財政計画には支障のないような措置は行ひます、こう申し上げるに尽きるのではなからうかと思ひます。

起債の問題につきましても、それは政府においても、今御案内のとおりことしの公債発行額と利払い等から申しますと、今亀山さんが御指摘なさいましたような状態になっておることは事実でございますが、いずれにせよ、地方債の問題の元利償還等につきましても、基準財政需要をもとにした地方財政計画の中では支障のないような措置を行いますと言ふに尽きると思うわけであります。

○亀山篤君 自治大臣、今の大蔵大臣の答弁で自信があまりですか。

○国務大臣(小沢一郎君) 財政の最高責任者が支障を来さないようにやると言つて約束いたしておるのでありますから、私もその点を信じておりますし、支障を来さないような措置を私どもも努力してしなければいけませんし、ただいまの答弁をそのとおり受け取っております。

○亀山篤君 まあ内容不明のものを受けることになるんで、これはまたさらに当委員会でも質問をしたいと思います。

それから総理、午前中の審議の中で再び私、前倒しの問題を取り上げたわけです。簡単に言いますと、戦後最高の前倒しをやりたいと、それも八〇%程度、それから北海道その他地域を考へて前倒しについても若干の配慮をしたい、こういう意味の説明があつたわけです。従来の実績から考へてみまして、十月以降の後半戦の作業量がないということになればどういふ事態になるかというのはいさう明らかであります。そこで私は、結論的に昭和六十一年度予算というのは補正予算含みの予算であつたな、こういうふうに位置づけていたわけですが、その点総理の見解はいかがでしようか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 六十一年度の予算が通つたばかりで補正予算のことを言うのは見識がない、こう言われるだろうと思ひます。

これからの景気の模様、円ドル関係、金利の問題あるいは油の問題、世界的な情勢をじつとよく見詰めるが弾力の措置を考へていくということに尽きると思ひます。

○亀山篤君 多分そういう返事だろうと思ひますが、しかし、そういう問題を議論するのはちよつと総裁選の前後になるうというふうに思ひますが、十分日本の経済状況を見詰めていただいて、適切な措置をとつてもらうということに注文をしておきたいと思ひます。

それから、経緯の問題であります。私は一問うことはしませんが、この報告書をアメリカにもよく説明をしたり、それからヨーロッパの諸国にもよく説明をされた、こういうことに相なつてゐるわけですか。それを総理は政策協調、構造改善という名前で締めくくつたわけですが、この報告書をよく読んでみますと、非常に重要なことが書かれてゐるわけですか。「従来の経済政策及び国民生活のあり方を歴史的に転換させるべき時期を迎えてゐる」、こういうふうな一つは指摘をしてゐるわけでありまして、それからもう一つ重要な問題は、輸出型の構造でなく輸入型の構造に変えていく。それから、我々関心を持っております郵便貯金の問題についても触れてゐるわけですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 当面といひますと、この間、四月八日に総合的な経済対策をやつて内需の拡大に努めることをやりました。あるいはさらに、日銀の主導によりまして金利の低下を三度目をやりました。こういうようなことはもう当面やつてゐることに入つてゐます。まあ内需の拡大というような面が一番今努力してやつておるターゲットになつてゐるだろうと思ひます。それから

○亀山篤君 前段の行政レベルにどういふ仕掛けで乗せるか、そのところ。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは、きょう政府・与党の会議をやりました。先般の経済対策閣僚会議において経緯の報告というものを対して我々はまことに時宜に適切かつ貴重で、これを評価する、そういうふうな評価をいたしまして、そして、それを参考にして政策を練る、そういうための仕組みをつくりました。これは官房長官を座長にしまして、関係閣僚及び党の主要幹部が入りました。そして推進会議をつくつたわけです。ここで仕分けをしまして、当面やること、中期にやること、長期にやること、そのアイテムを、対象項目を整理して、そして今度は具体的にどういふふうなそれを実行していくか政策内容を練つていく、そういう段取りになるだろうと思ひます。

○亀山篤君 この報告書の印象を申し上げますと、私が今冒頭に読み上げたように、「経済政策及び国民生活のあり方を歴史的に転換させる」、これは日本の文化を変革をするという考え方ではないか、国民の思想、気持ちというものを、日本の置かれた立地条件というものをこの際転換をしてみよう、そういう意味で非常に私は注目すべき提起だなどというふうに思つてゐるわけですが、言つてみれば国民のニーズ、産業界のニーズというものを変えろ、そういうふうに理解をして正しいんでしようか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 文化のルーツを変えろといふようなことはとても不可能なことだろうと思ひますけれども、戦後日本が、主としてこれ

は通産省が推進したんでしようが、輸出か死かとか、あるいは輸出の一滴血の一滴、油の一滴血の一滴と言われたいけれども、そういうような言葉で表現されるように輸出指向ということで非常に努力をしたわけですか。それはもう戦争に負けて外貨がなかったために、外貨獲得という事で血のにじむような努力をした。商工省は通産省と名前が変えられて、通産省というふうに通商という面にもなつて、通産省というものは輸出省のことでもあつた。そのために技術も蓄えていくといふこと、そういうふうな形で出てきたと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 文化のルーツを変えろといふようなことはとても不可能なことだろうと思ひますけれども、戦後日本が、主としてこれ

は通産省が推進したんでしようが、輸出か死かとか、あるいは輸出の一滴血の一滴、油の一滴血の一滴と言われたいけれども、そういうような言葉で表現されるように輸出指向ということで非常に努力をしたわけですか。それはもう戦争に負けて外貨がなかったために、外貨獲得という事で血のにじむような努力をした。商工省は通産省と名前が変えられて、通産省というふうに通商という面にもなつて、通産省というものは輸出省のことでもあつた。そのために技術も蓄えていくといふこと、そういうふうな形で出てきたと思ひます。

そして、いわゆるコンビナートを中心とする重化学工業国家というものができましたし、ジェットロというものができましたが、あれは輸出の政府関係機関とも言うべきものであつたと思ひます。それはある程度成功してまして、日本は今のやうな輸出大国に成長したわけでありまして、それが今はこういふふうな国際的批判を呼んだ、労働時間も外国から見れば非常に経済的富に対しては長過ぎるんじゃないかと、あるいは税の問題にしてもそうじゃないかと、そういうふうないろいろな面の批判も呼んで、やはり何と申しますかマチュアードデモクラシーといひますか、熟成された民主国家に転換しないかと、そういう批判が出てきてゐるし、私は部分的に正しいと思つておるんです。

ですから、外国人が日本を言うのは輸出指向型国家、エクスポートオリエンテッドとかそういう言葉を使つておられますが、そういうところの批判はやはり受けとめて、そして輸出輸入のバランスのとれた、そして国民が労働時間やあるいはレジャーといふものに對しても正しい理解を持つていくやうな国、余り行き過ぎるやうなと英國病とかドイツ病といふのになつてしまつたら、それを適切に調和を保つた国家に進む。じゃ、輸入大国になるのかといふ必要もさういふものじゃない、バランスのとれた国家になる。じゃ、バランスとは何ぞやといふば、日本はやはり資源のない

国で貿易で生きていかなければいけないというこ
とは日本の属性でもあります。じゃ、どの程度の
バランスか、そういう問題になりますと、これは
やはり貿易をやっていくに必要なインベントリー
ファイナンスをやる外貨が要ります、あるいは外
国に直接投資する外貨が要ります、あるいは外国
に経済協力をする外貨が要ります。そういうやは
りある程度必要な外貨はちゃんと持った程度のそ
ういうバランスのとれた国家という方向に、ある
意味における整形手術をするときに来つつある、
私はそう思っております。

ですから、その部分は正しいと思っておりますし
て、そういう方向に行ったらどうか。ただし、こ
れは整形手術ですから相当痛みますから、余りみ
んなが神経質にならぬようにうまく順序よく、そ
して自然に動くように持つていくのが政治のうま
いところじゃないか、これから苦勞するところだ
と。それにはやっぱり時間が若干かかる、時間は
かかってもそういう方向に徐々に進行していくべ
きである、そう思っております。

○磯山篤君 本問題についてはまた別の機会にい
たします。

時間の都合がありますから、最後に労働サミッ
トについて伺いますが、きょう外国代表を含めて
申し入れがあったと思うんですね。その申し入れ
はどんなものであったのか、また総理はどういう
態度を表明されたのか、その点についての御意
見を伺いたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 本委員会へ来る前、
二時間ばかり各代表にお会いいたしましたして、い
ろいろ申し入れを受け私の考えも述べ、皆さんと懇
談をしたところでございます。

一つは、やはり日本の輸出超過、膨大なる黒
字、これは国際経済に調和した形にできるだけ早
期に直すべきである、こういうことが一つの大き
なポイントです。それから第二に、労働時間、I
LO条約の採用、こういうような問題も指摘され
ておりました。それから科学技術、新しい技術の
導入と失業問題との関係であります。これは調和

のとれた形でやらないという、社会の無秩序あ
るいは非常な不幸を起こす、そういうような話が
ございました。

それから、発展途上国や債務国に対する態度、
あるいは通貨の調整、安定、それからガット、ニ
ューラウンドに関する問題、それからあと軍縮
と平和、それからテロに対する対策。テロにつ
いては皆さんは絶対許してはならぬ、こういう問題
は我々は労働組合であるけれども人類の一員とし
て国際協力で断固として対決いたしますか、テロ
に対しては向かわなければならぬ、そういう態度
でありました。それから南アフリカのアルトハイ
ト、これも人間差別であつて許すべきではない、そ
ういふさまざまな御意見があつたわけでありま
す。

○磯山篤君 それについて総理は何か意思表示を
されましたか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 皆さんの御意見は東
京サミットにおいて議長国として参加の皆さんに
もお伝えをいたします。それから私は、今度の
東京サミットというものは今までのものと比べて
みて、より積極的な国際協調、政策協調、それか
らより積極的な構造改革、これは各国がやるべき
ときに来た。アメリカは膨大な財政赤字、日本
は膨大な輸出黒字、ヨーロッパは膨大な失業
率、そういうような問題を抱えておるし、それか
ら発展途上国や債務国の問題も放置を許さない。
世界経済というものは循環してぐるぐる回りをや
っているところに初めて繁栄と拡大があるので、
したがって、先進国あるいは北の方だけで繁栄す
るといふことは許されません。そういうふうな世界
経済を循環させるという方向で我々はこの際積極
的に努力しなければならぬと思う。またテロに対
しては全く同感である。アルトハイトに対して
も、日本は外交関係を持つてない少数ない先進国
にもなっているし、今後ともそういう点では協力し
ていく等々私の考えも申し述べておきました。

○磯山篤君 終わります。

○大川清幸君 私は、限られた時間の中で、国の
補助金の臨時特例に関する問題では特に内需拡大
の重大な関係のある公共投資問題についてお尋ね
をしていきたいと思っておりますが、この公共投
資あるいは内需拡大についても重大な関係がある
と思ひますので、先ほどから論議になっておりま
す為替相場の問題について一応質問に入る前に確
認をしておきたい点があるかありますのでお伺い
をいたします。

今回の第三次公定歩合の引き下げ、これは報道
によりますと日米協調による利下げであるとい
うようなことが言われておりますが、この点は間違
いございませんか、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 双方の利下げの環境が整
つておるといふことが私どもの合意で、そして政
策協調の中の一環としての利下げ、利下げそのも
のを協調したといひますと通貨主権といひます
か、各中央銀行のメンツ、そういう考え方ござい
ますので、政策協調の一環としての利下げ、こ
ういふに御理解いただければ幸甚です。

○大川清幸君 そうしますと、一応基本的な問題
では双方で合意をして今回の措置がとられたとい
う解釈ができますが、今回の第三次公定歩合の引
き下げにつきましては、円高・ドル安の進行を阻
止するとかあるいは為替相場の安定的な状態を保
ちたい、こういうのがねらいであつたように思
います。本日の報道等によつても百六十円台に突
入をした、こういうことでございしますが、これはア
メリカで話し合ひをしていた当時も予想はしてお
られなかったベースじゃないでしょうか、どう
なんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 相場自身を確認し合つた
わけではございませんが、安定が好ましい、こ
ういふことは合意でございます。今度の公定歩合の
引き下げについて三つばかりの要素がございま
す、日銀総裁からも言われておるようにな為替相場
というものの配慮して行つた、こゝ言われてお
るわけでありまして、きょうの日銀総裁のお答えに
もありましたように、アメリカの方のお金利先
安感というものに思惑が生じた、こういう表現を
していらつしました、その限りにおいては

思惑が生じたわけでございますから、我々が予測
しておつたとは言えないと思ひます。

○大川清幸君 ちょっと意地の悪い言い方で大変
恐縮なんですけれども、やっぱり円高に対する国
民の不安、特に中小企業なんか深刻だろうと思
うんです。急激なところが一番困るわけございま
すが、ちょうどG5、この前のときですか、百八
十円台のころの話ですが、政策介入、これは日本
にとつて不利なレートをとどうも押しつけられた形
跡があるんじゃないかといふことがちよつと世上
言われておつて、対応としては失敗したといひま
すか、そうした点では判断のミスがあつたのでは
ないかといふようなことも言われておるんですけ
れども、あの当時から対応の仕方としては何か
反省をなさつておりますか、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) これは難しい問題であり
ますが、九月の二十二日のG5が一つの段階。そ
の次が、ロンドンのG5が一月でございしますか
ら、それが一つの段階。そして先般のG10とい
ふことの三つになると思つております。

それで、G10の際が、御指摘なさいましたとお
り百八十円を挟んで非常に小さい動きであつた。
その場合にお互いが安定を、きょうも日銀の総裁
のお答えにもありましたように、一部なお日本の
円は、あるいはドイツのマルクは強くていい
じゃないかといふふうなことを思つていらつし
やる方もないわけではございませんでしたが、安
定といふことについてはだれも合意をいたしてお
りませんでした、それからやっぱり為替相場という
のは、おまえのところは大体これぐらいだといつて
要請されるとか、押しつけられるべき性格のもの
じゃございませんので、その点は大変な政策選択
のミスをしたとは思つておりませんが、円は上
がりましたが私の評判は下がつたという認識はして
おります。

○大川清幸君 きょうの夕刻の報道なんかを見ま
しても、どうもこういう為替レートの状況にあつ
ても、アメリカ側では今のところ積極的な介入な
り対応はしないような考え方も報道されておつた

んですが、そうなりますと、やはり現在の円高ト
レンドはどうも底がたいという感じが私としても
するわけです。そうすると、せっかくの第三次公
定歩合の利下げ、この効果が円高阻止とかある
は安定の意味では多少効果が出るかもしれませ
んが、利下げ効果が円高阻止に働く働き方が、ア
メリカの方で何にもやらないということになると
うも余り効果が出てこないのではなかなという
心配をいたしておりますが、その辺の感觸はいか
がでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 一般論として言えますと
とは、必要な場合は協議していわゆる介入あるべ
しと、こういうことでございますが、どういふ場
合にどのような基準でやるといふことは、それを
言うことは差し控えなければならぬというふうに
思っておりますが、よく言われる話といたしまし
ては、今度はいわばドル買いであるならば、日本
の金でやるんだから日本自身は少しも困らないん
じゃないかと、いろいろなそういう意見もござい
ますが、きょうも申しましたように、注目しなが
ら適切な措置をしなければならぬと思っております。

○大川清幸君 ところで、アメリカ側の方からい
ろいろな報道が聞こえてくるわけですが、ヤタ
ー通商代表も過去において、二月で百七十五
円を目標としているというふうなちよつと発言が
あって、そんなことも市場に影響があったのは御
承知のとおりでございますが、どうもアメリカの
国内の専門家の意見の中には百七十円あるいは百
六十円、あるいは極端なのは百円のベースまで、
いろいろ議論があるようでございます。

そういう点から考えますと、日本側の努力にも
かわらず、アメリカ側からこちらの経済対策な
りあるいは金融対策なりについて、かつての四十
六年のニクソン・ショックですとか、あるいは五
十三年のカーター・パッケージのときのような要
求もそろそろ向こうからぶつけられるようなこと
にもなるんではなからうかというふうな心配もあ
りますが、その辺についてはいかがな感觸でしょ
うか。

○國務大臣(竹下登君) 私が考えております現在
の心境で申し上げますならば、一応きょうの報道
にもありますように、レーガン大統領は今日まで
の円高・ドル安基調への努力は評価する、相場観
はさすがにノーコメントと、まあこうおっしゃっ
ているようでございますが、だからその評価はそ
れなりにいただけるであらうと。しかしこういう
問題は、要するに産業界を代表される方はいつの
場合でもいわゆる自分の企業採算ベースで、どっ
ちかと言えば自己中心的な相場観をよくお出しに
なりがちなものであります。それからもう一つ学
者の議論の中には、いわゆる為替操作だけで両国
の經常収支のインバランスを解消するといふべ
れぐらいだ、こういうのが学者の議論としてあり
得るというふうな思ふわけでございますけれど
も、今私どもが、政府が決定しております総合経
済対策等を着実に実行することによって、態度と実効
で示すべきであるというふうな思っております
であります。

かつてのいわゆる機関車論というふうなもの
は、世界全体がインフレなき持続的成長を目標と
しておるときに余り大きな声では出てこないだろ
うというふうに私は思っております。

○大川清幸君 そこで、先ほどの議論の中で
も円ドルのトレンドというかベースをどのくらい
にするかということについては、具体的なお答え
をいたしませんという相場の他にも影響があ
るから数字は言えないという背景については私も
よく理解するわけです。ですから、ここで金額は
言っていないだけで必要はありませんけれども、国際
経済社会の中で日本が国内の経済の安定あるいは
中小企業擁護、そういう点から考えましても、腹
の中である程度の目標、数字を決めて、そしてG
5なりG10なり、いわゆる話し合いのできるそ
うした先進国との間における何を要請するか、お互
いの協調介入、こういうふうなものを要請するよ
うな段取りをなさっております方はいないじやない
かと思いますが、その辺はどう考えますか。

○國務大臣(竹下登君) まあ腹の中に置いて、仮
に要請するということになりますと、それはある
種のターゲットゾーンを国際通貨体制の中へ持ち
込むという議論にもなるわけでございますので、
その点は慎重にたざるを得ない。ただ、いわゆる
為替相場の安定のためにはいろいろなことを考えな
きゃいかぬということは、今の御忠告を含め十分
腹に入れています。

○大川清幸君 総理、この為替問題、円ドル問題
につきましても、まあ西独がどう今対応するか
というふうなことで、ちよつと課題が残っておりま
すが、サミットも近いこととございまして、この
辺の各国との協調の問題についてはどのような要
請というかお話し合いをするおつもりでございま
しょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 為替相場の問題は、
やはりスロー、スロー、スローで、それで安定的
な状態が維持される。変化は当然あり得るもので
す。しかし、やはり安定性というものが非常に大
事なので、その安定の基準はどうかであるかと言
えば、経済のファンダメンタルズを反映したもの
が、長期的に安定する可能性が一番強い、そう思
うんです。

現在の日本の円の急騰というのを見ると、こ
れは余り急過ぎる、変化が過激過ぎると。そう私
は思うので、今まで一般的にこういう過激なとき
には介入もせず、そういうことを言ってきたまし
たが、介入もせずという状態だろうと私は思っ
ております。ただ、こういうものは一つの時の勢
い、リズムがありあるいはサイクルがありまし
て、柔道みたいにやたらに小わざをかけてもかか
るものじゃないんで、やっぱりタイミングを見て
すばつと一発かけるというふうなもの、やっぱり
こういう生き物でございますから考えなきゃなら
ぬが、事態はそういう環境にあるであらう、そう
私は考えております。

東京サミットにおきましても、ともかく去年の
秋以来世界じゅうの先進国が積極政策をとってき
たことは非常によろしい。それは一つは政策的協

調、これが積極的のほとんど出でくれば、これは
途上国も喜ぶであらう、何もしないで自由経済で
そのままだっておけばいいという程度のものでは
ない。しかし自由貿易は擁護しなきゃならぬ。そ
れからもう一つは、構造改革について積極的にな
ってきた。アメリカはグラム・ラドマン法という
法律まで出して赤字財政を直そうとして出血まで
やろうとしておる。日本もいろいろな点でこの膨
大な赤字について対応策を今研究している。ヨー
ロッパも膨大な失業その他についても、国によっ
ては非常に厳しい財政政策をとっている国もあり
ますし、さまざまありますが、皆それぞれ対応
しつつある。そういう意味において、今後債務国
の問題とかそのほかの問題についても積極策をと
っていくということが正しいし、東京サミットは
そういう積極的な政策調整や構造改革という一つ
の時期に、前進の時期にしていきたいと考えてお
る次第であります。

○大川清幸君 ところでもう一つ、どうも先走
った心配がもしませんが、アメリカの経済のいろ
いろなデータを見ますと、一時ちよつと上向いて
いるような報告も中間では報告されております
が、全体的に見ると内容としては決して芳しいも
のではないように思ふんですね。

したがって、こんなに円高・ドル安が急激
に極端に起こったということで、幾らかの揺り戻
し等は各国の市場でそれぞれ現象としてはあらわ
れるんだらうと思いますが、しかし円高基調が底
がたいということであれば、次のアメリカ側で
の、日本と別に話し合いをしなくても、自国の経
済に対応するために公定歩合の向こうで引き下げ
なりいろいろ対応することもあり得るんだらうと
思いますが、一部にささやかれておりますよう
に、このままの経緯をたどっていくとすると、さ
っきの総理のお話はありませんが、どこかでひ
よんなきつかけでドルの暴落といいますが、アメ
リカの国内におけるいわゆるインフレ現象なん
というものが意外にちよつとしたきつかけで起こ
てきそうな感じもするわけでございますが、その

調、これが積極的のほとんど出でくれば、これは
途上国も喜ぶであらう、何もしないで自由経済で
そのままだっておけばいいという程度のものでは
ない。しかし自由貿易は擁護しなきゃならぬ。そ
れからもう一つは、構造改革について積極的にな
ってきた。アメリカはグラム・ラドマン法という
法律まで出して赤字財政を直そうとして出血まで
やろうとしておる。日本もいろいろな点でこの膨
大な赤字について対応策を今研究している。ヨー
ロッパも膨大な失業その他についても、国によっ
ては非常に厳しい財政政策をとっている国もあり
ますし、さまざまありますが、皆それぞれ対応
しつつある。そういう意味において、今後債務国
の問題とかそのほかの問題についても積極策をと
っていくということが正しいし、東京サミットは
そういう積極的な政策調整や構造改革という一つ
の時期に、前進の時期にしていきたいと考えてお
る次第であります。

辺についての心配は今のところ全くなくてよいと思つていらつしやいますか。あるいはアメリカ側から何らかのそうした経済通からの情報なり何なりがございませうか。いかがでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 確かに今おつしやいますように、この間ちょっといい指標が出たら、中を分析してみたら在庫とかいろんな問題があつて必ずしも最高の評価はできないというようなことは私どももいろいろ聞かされておりますが、しかしいゆるドルが暴落する、私はどの指標を見てもそういうことは考えなくていいんではなからうかと、素直にそういうふうに見ております。ただ、きょう総理がいいお言葉をお使いになりまして、スロー、スローと、確かにスロー、スロー。クイック、クイックというのがいけないという感じがいたしました。

○大川清幸君 ところで、政策協調やあるいは構造改革ですか、そういう点から内需拡大に関連して考えてみると、どうも日本の国内の消費者の皆さんの感懐とか懐かあいの実情ですね、耐久消費財その他今本当に充実をいたしまして何でも間に合つていまして、一体国民の懐は、どうしたら財布のひもが緩むかなというようなことを私も日本経済自体のために随分心配をして考えてみたんですが、どうも消費意欲を引張り出すような材料は余り見つかからないですね。そしてすぐにでも手が出せる、条件さえ整えば財布のひもを緩めたいなと思つてゐるのは恐らく住宅が土地じやないでしょうか。これならすぐ手が出そうです。奥様方も財布のひもは緩めるような気がいたします。あと自動車なんかは二年、三年に一遍各企業や事務所ですか、これは今までの波の中であるわけですから余り大きな影響はないんですが、大きな需要喚起ということをやつたりその辺なんです。

残念ながらきょうはこのことには答えは要りませんが、住宅対策についても何か借家志向の方にもなつてゐる。まあしかし、住宅獲得については貸出金利を下げていただいたり適切な措置は講じ

ていただいたんですが、それも建設省の方で考えていた四つか五つの問題の中で一つか二つしかやつてもらえなかつたわけですから、そう考えますと、内需拡大と我々も言うし総理も大蔵大臣もみんなおつしやるし、経済企画庁長官も盛んにおつしやつていただいているんですが、内需拡大の中心で具体的にさしてどうするか腕組んで考えてみますと、これならもう諸国から貿易摩擦も解消できる、喜んでもらえるわという具体的な対策がちょっと見つからないような感じがいたしておりますが、何か名案はお持ちでございませうか。いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) やつぱり先般の総合経済対策を着実に実行するというのが当面の課題ではなからうかというふうには思つております。確かに即効性という点につきましては、いつも思ひますけれども、いろんな試算の前提は別として、例えば五兆円減税して輸入がふえるのは七億ドルじゃないかと、三兆円の公共事業でふえるのが十五億ドルじゃないかとというふうなことになるやうなものと、それが非常に即効的の問題が見えるというふうなものもございせんので、まさに総合対策の中で、輸入品のフェアも含めて、そういうものの中で内需拡大の環境をつくつていくということであろうというふうに考えます。

○大川清幸君 そこでとりあえず政府の立場というか、そういう立場で政策的に対処していくとなれば、何といつても公共事業等について重点的に配慮をしていただく点が効果的な問題だろうと私は考えておるし、減税と一緒にやつていただければなお結構だと思つております。そこで、先般の国会でも御質問申し上げたんですが、確かに大臣のおつしやるとおり財政再建という大きな足かせという責任がある以上は、財政運営も苦しいのはわかりますけれども、公共投資抑制を三年やつてきたわけで、財政運営をそろそろ転換をしていただく方がよいんではないか。財政再建、五十六年赤字公債脱却の看板外せとはきょうは言いません、やれるんなら頑張つて

いただきます。その上で、しかし今の状況を考えたならば内需拡大の一環としての政策というふうには考えるならば、やはり拡大均衡型の財政運営なり今後の対処をしていかざるを得ないんではなからうかというふうには考えますが、いかがでございませうか。

○国務大臣(竹下登君) 今おつしやいました公共事業の問題とそれから減税というお言葉もございましたが、まさに減税のかわりという表現は適切でないかもしれませんが、減税と同じ効果を持つてあらうというのはいゆる円高並びに原油価格の下落等からするところの消費者還元、電力料金、ガスと、こういうことはそれに当たると思ひます。

それから、公共事業というものはこれはもちろん内需拡大の大きな要素でございします。したがつて今度の場合、いゆる厳しい中にも補助率等で工夫をいたしまして四・三%の増と。さらに私が今朝来申し上げておりますのは、卸売物価の低下によりましていゆる事業量というものを見たときに、より一層の効果が期待されるのではなからうかというふうに思ひます。それからなお、地方単独事業につきましても八兆七千三百億の事業費を確保しておりますので、地域の実情に応じた効率的な事業実施によって地域のまた内需振興に役立つであらうと。

総じて言へますことは、経済政策は私は拡大均衡まことに結構だと思つておりますが、財政の受け持つ分野というものは、公共事業は別として、やはり何といひますか縮小均衡と申しますか、財政がむやみに拡大均衡の場合はまた後世代に相当なツケを回すことになりはしないか。経済は拡大均衡であつて、財政の受け持つ分野というものはそこをやつぱり適切な何といひますか、限界というものを越えず身に言い聞かせておかなきゃならぬというふうには思つてゐます。

す、昭和五十七年度では当初が二十四兆二千億で実績で二十三兆九千八百億、やつぱりこれもちよつと当初に到達をしていませんし、五十八年度が二十四兆一千億ですが実績は二十三兆二千六百五十億、五十九年度になりますと、当初で二十三兆六千億が実績が二十二兆九千三百九十億、いずれも当初に到達をしていない毎年度の実績でございします。六十年は特にひどくて当初二十三兆円で実績見込みはこれは補正を入れました二十一兆六千億ですから、実績落ち込みが激しいわけであつて、六十一年度は後ほどまた触れますが、それなりに固定資本形成については事業費等の確保をする努力をしたことについては評価しないわけではありませぬが、当初の二十一兆八千億、これが従来の実績からいうと前倒し等をやつても到達がどうなのかなというのを私は心配をいたしておるわけでございます。

公共事業で頑張つてくださいという意味は、いろいろな学説がございしますものの、先ほどお話をいたしましたように、アメリカの景気指数も実態は決して芳しいものではないというところが一つあります。百六十円台に突入して、百六十円台でしばらくこのままだのかどうかかわりませぬが、せつかくの三次にわたる公定歩合の引き下げ合計一・五%、これも小わざでなくて、当初か二度目のときに〇・五%じゃなくて一%ぐらいやつた方がいひんではないかと言つてゐる人もいます。十円違いますと、これはいろいろ分析の仕方でも少数字の幅はあるんだらうと思ひますが、対GNP比十円違いますと〇・六ぐらい引き下げる効果が出るという考え方があつてございまして、これは公定歩合の引き下げよりも、むしろ円ドルの落ち方による差の方が効果がどうも大きいらしいんですよ。そういうようなことを考えますと、国内に対する景気あるいは内需拡大等を考えたときに、先ほど言つたように一般消費者の懐を緩めるような具体的なアイデアなり方策がどうもなかなか見つからないとすれば、とりあえず政府としてやつておいていただくことは公共事業に頑

張っていただくしかないんだ、こう思うんですね。

したがしまして、この六十一年度、過去の過ぎちゃったことはいたし方ありませんが、毎年度実績では当初に比べてやっぱり落ち込んでおりまして、円高あるいは原油価格の引き下げ等によって材料も安く買えるし、そのうちいろいろ効果が出てくるでしょうと言いますが、今のところはマイナス面の効果の方がどうしても先行しております。そうした円高あるいは原油の価格の低下部分については、消費者に還元される部分もあります。が、全体的な効果として経済全体にあらわれてくるのは常識として半年先だろうというようなことを考えますと、公共事業はここところで大分頑張っておいていただかなきゃならないということになります。この点は先ほど前倒しのお話も出ておりますが、その辺の、まず後の方はとっておきまして、前倒しによる効果でどのぐらいの見通しといたしますか、効果を期待しておられますか。まずその点を聞いておきましょう。公共事業の前倒しによる効果、どうでしょう。

○政府委員(保田博君) 公共事業の前倒しが経済成長に与える影響でございますが、これを計数的につかんで幾らというふうなことはなかなか申し上げにくいと思います。ただ、契約が早くなりますので、それによりましていろんな波及効果が経済全体に浸透していくことは間違いないことであると思います。

○大川清幸君 それでは、委員長ちようど予定の時間が来ましたから、この辺にしておきましょう。

○委員長(崎崎均君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

明二十三日、午後一時に委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十一分散会

昭和六十一年五月七日印刷

昭和六十一年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C